

長岡市環境基本計画

第4次計画

(素案)

平成29年12月

長岡市

目次

第 1 章	計画の基本的事項	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	2
4	計画の構成	3
5	計画の対象	3
第 2 章	環境の現状と課題	4
第 1 節	環境を取り巻く状況	4
1	世界及び日本国内の動向	4
2	本市の自然的・社会的基礎条件	8
第 2 節	本市における環境の現状と課題	12
1	地球環境	12
2	自然環境	14
3	生活環境	16
4	快適環境	22
5	市民、事業者の参画・協働	22
第 3 章	計画の理念と施策の体系	23
1	基本理念	23
2	望ましい環境像	24
3	施策の体系	25
第 4 章	望ましい環境像の実現に向けた取組	26
第 1 節	施策の基本的考え方	26
第 2 節	基本理念の実現に向けた施策	27
I	低炭素・資源循環型のまち	27
II	人と自然が共生するまち	29
III	環境汚染のない安全なまち	31
IV	心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち	37
V	協働で環境を未来につなぐ人づくり	39
第 5 章	環境配慮指針	41
1	環境配慮指針の目的	41
2	環境配慮指針	41
第 6 章	計画の推進	48
1	計画の推進体制	48
2	計画の進行管理	49

第 1 章

計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

戦後、日本が急速な発展を遂げるなかで、私たちは物質的・経済的な豊かさを追求してきました。そして、大量生産、大量消費、大量廃棄型の生活様式が定着し、大気汚染や騒音、ごみ問題等にとどまらず、近年は地球温暖化など国際的な環境問題にも直面しています。

21 世紀を生きる私たちは、これらの問題を将来の世代への影響という時間的な広がり、地球規模という空間的な広がりを持つ極めて重大な課題として捉え、持続可能な社会の形成に努めなければなりません。

本市では、より良い環境を築くため、「良好な環境の将来世代への継承」を基本理念として、長岡市環境基本計画を平成 8 年に決めました。さらに、社会情勢の変化や多様化・複雑化する環境問題に対応するため、平成 15 年 3 月に第 2 次計画、平成 20 年 3 月に第 3 次計画として改訂を行い、様々な施策に取り組んできました。特に第 3 次計画においては、3 度にわたる平成の大合併により、市域が山岳地帯から海岸線まで広範となり、多様な地域特性、自然環境を具えた都市へと生まれ変わったことを踏まえ、「新長岡市」における様々な環境課題に対応するため計画の見直しを行い、環境に配慮した施策を推進してきました。

しかし近年、台風の大型化や記録的集中豪雨の頻発等、地球温暖化による気候変動が要因と考えられている様々な影響が顕在化し、これらは今後ますます深刻化することが予想されています。2015 年 11 月から 12 月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(C O P 21)においては、温室効果ガス削減についての新たな国際的枠組みが合意されるなど、地球規模での対応が求められています。

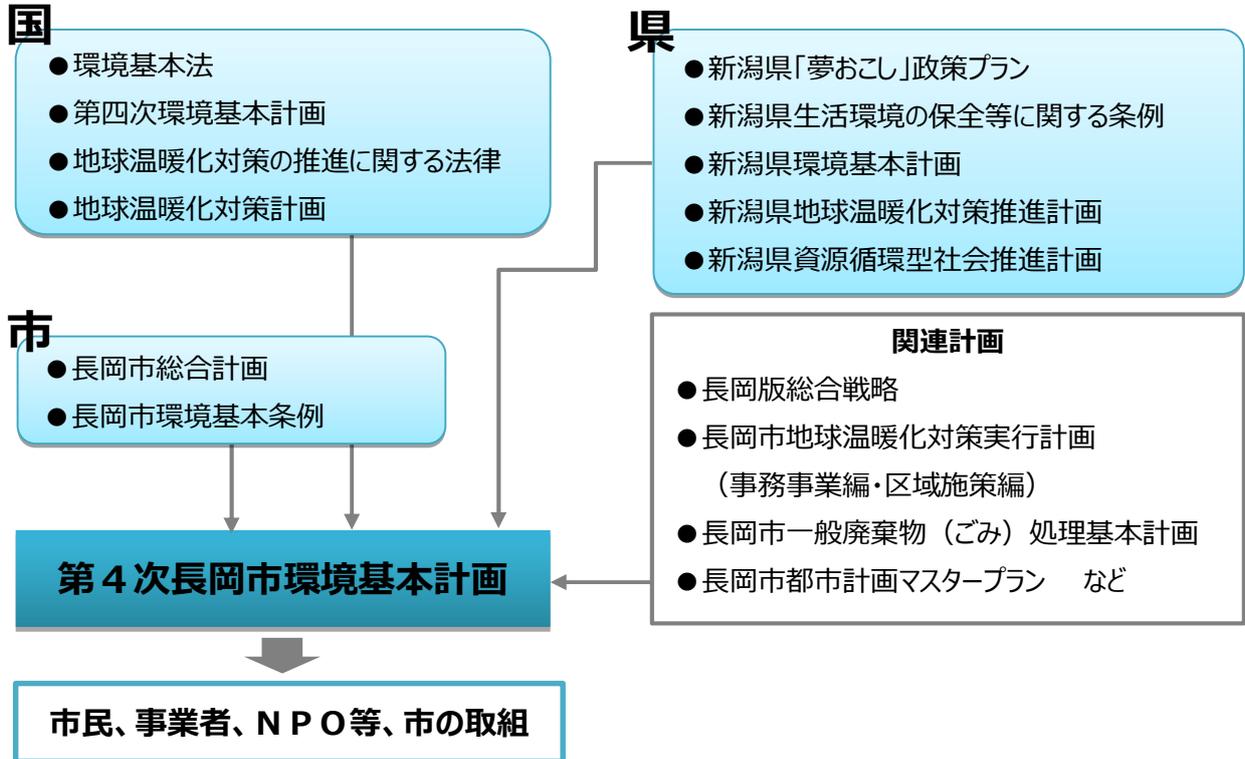
また、人口減少・少子高齢化に拍車がかかり、地方における地域経済の縮小や過疎化等によって、里地、里山の荒廃や鳥獣被害の増加が深刻化してきています。

こうした状況を踏まえ、基本理念のもと、本市を取り巻く環境面における課題に対応し、行政の各分野が連携した総合的・計画的な施策を展開するとともに、市民、事業者、N P O 等の参画と協働のもと、環境に配慮した取組を進めるため、第 3 次計画の一部見直しを行い、「長岡市環境基本計画（第 4 次計画）」（以下、「本計画」という。）として策定するものです。

2 計画の位置づけ

「長岡市環境基本条例」の基本理念の実現に向け、国・県の環境基本計画や「長岡市総合計画」等を踏まえ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために定めるものです。

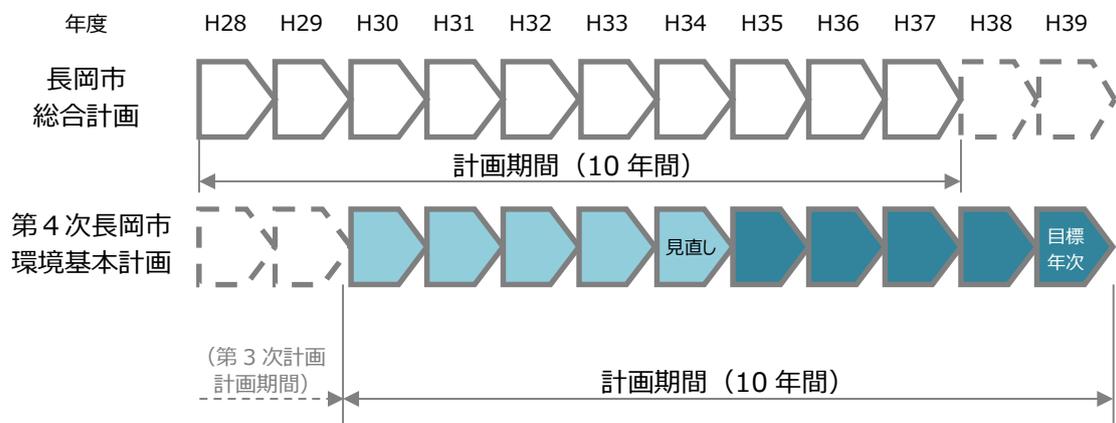
また、市民、事業者、NPO等、そして市が互いに連携・協力しながら、環境の保全に取り組むための指針となるものです。



3 計画の期間

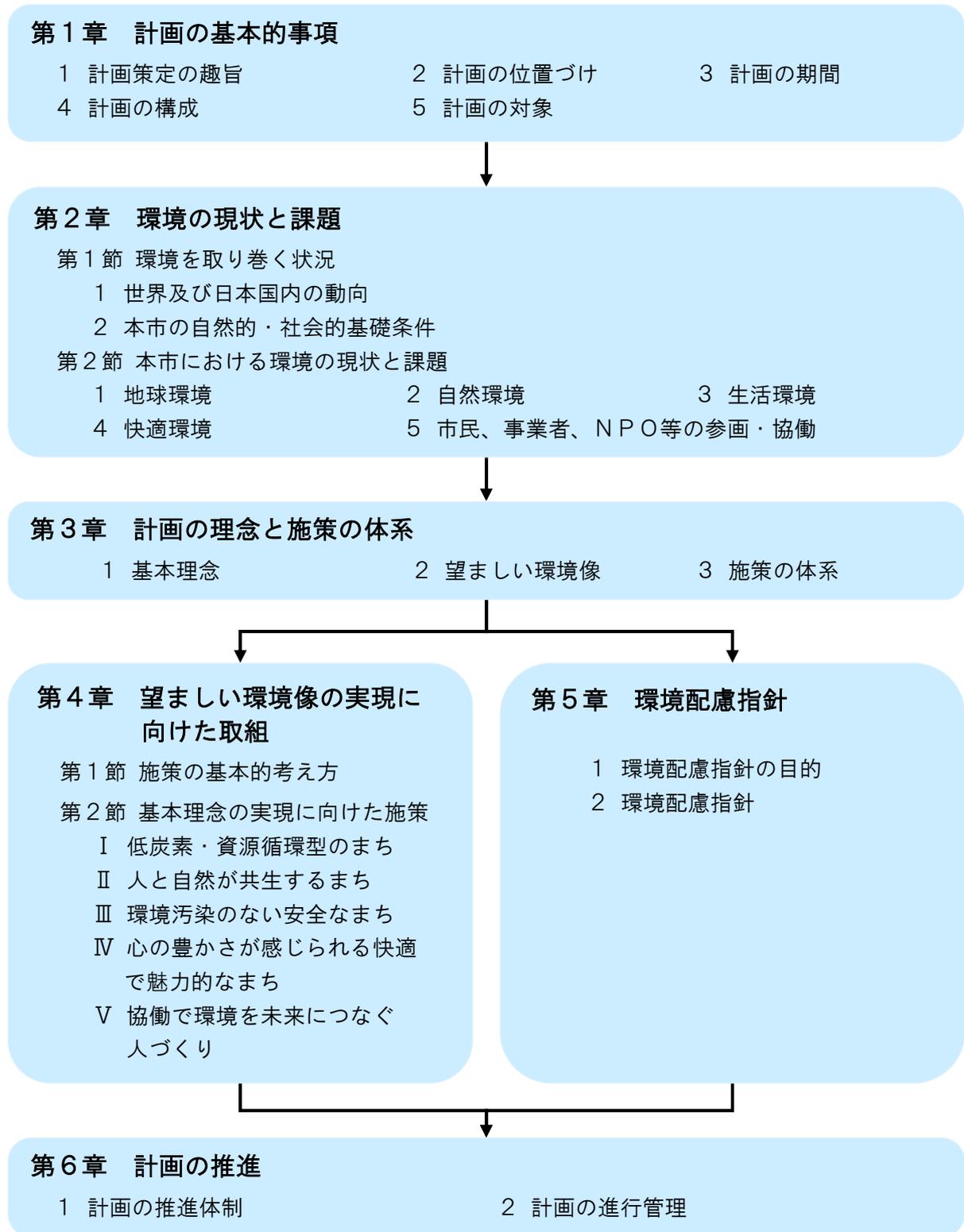
本計画の対象期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。

また、その間の社会情勢の変化に応じて柔軟に対応するため、施策や目標の進捗についての点検を毎年行うとともに、5年を目処にそれらを総括し、必要に応じ計画の見直しを行います。



4 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。



5 計画の対象

本計画における主体は市民、事業者、NPO等、市を対象としています。

第 2 章

環境の現状と課題

第 1 節 環境を取り巻く状況

1 世界及び日本国内の動向

(1) 地球温暖化の進行に伴う気候変動問題

産業革命以降、石油、石炭等の化石燃料を大量に消費し、温室効果ガス排出量の大部分を占める二酸化炭素が多く排出されるようになりました。これにより、大気中の温室効果ガスの濃度が上昇したことによって、地表及び大気の色度が上昇し、台風や大雨の増加等、私たちの生活や生態系に悪影響を及ぼしてきています。地球温暖化は、人類の生存基盤に係る最も重要な環境問題のひとつとなっています。

ア 地球温暖化の将来予測

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)第5次評価報告書によると、1880～2012年の間に世界平均気温は0.85℃上昇しています。特に最近30年の各10年間の世界平均気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温となっています。

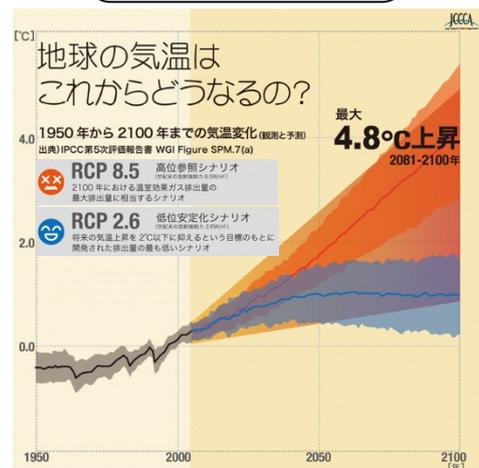
さらに、2081年～2100年の世界の平均気温は、現状を上回る地球温暖化対策を実施しない場合、現在(1986年～2005年の平均気温)よりも最大で4.8℃上昇すると予測されています。

イ 気候変動によるリスク

現在世界各地で、気候変動に関連すると思われる干ばつ、洪水、豪雨等の災害は、1980年代に比べ2000年に入ってから増加しています。また、極端な異常気象、海面上昇による島しょ諸国沿岸の浸水、深刻な干ばつによる食料不足やデング熱等感染症の世界的な拡大も発生しています。

このまま地球温暖化が進行した場合、右図のように、災害による被害や、熱中症及び感染症による健康被害等、さらに深刻な影響を及ぼすことが考えられます。

地球の気温の変化予測



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化が及ぼす深刻な影響の例



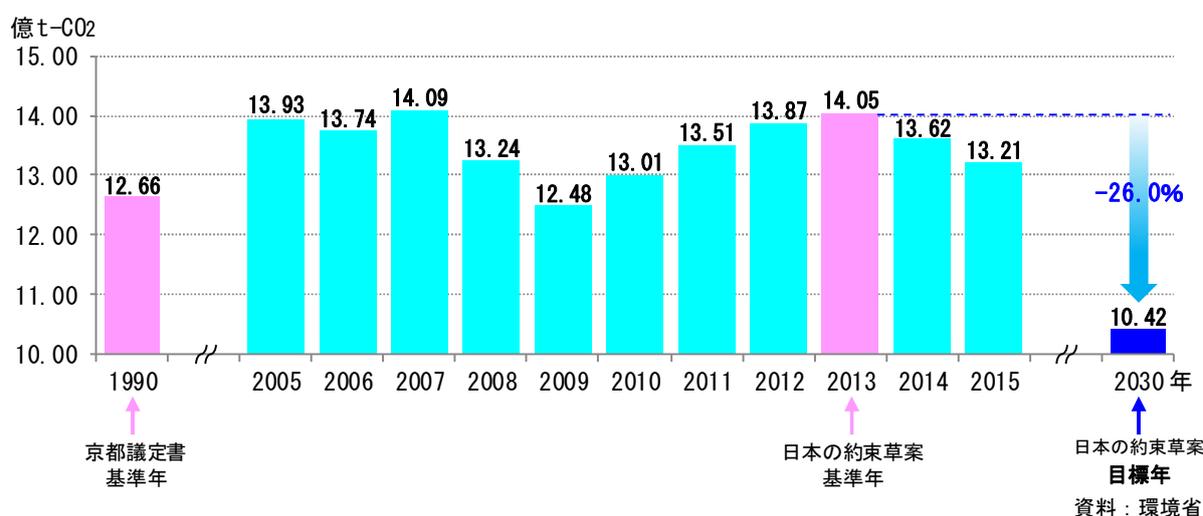
出典：温室効果ガスインベントリオフィス
全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト
(<http://www.jccca.org/>) より

ウ 温室効果ガスの排出量削減の取組

1997年に京都議定書が採択され、国は2008年から2012年に1990年比で6%の温室効果ガスの削減を約束しました。これを受け、1998年に「地球温暖化対策推進大綱」を決定するとともに、国民、事業者、行政が一体となって対策に取り組むための枠組みである「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、様々な対策を推進してきました。その結果、京都議定書の第一約束期間における5か年平均の温室効果ガス排出量は、12億7,800万トンで、森林吸収源を加味すると1990年比マイナス8.7%となり、京都議定書の目標を達成することができました。

2015年7月には、我が国の新たな目標として、「国内の排出削減・吸収量の確保により、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比マイナス26.0%の水準にすること」を「日本の約束草案」として決定し、同年11月から12月にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、京都議定書以来18年ぶりに新たな法的拘束力のある国際的な合意として、パリ協定が採択されました。

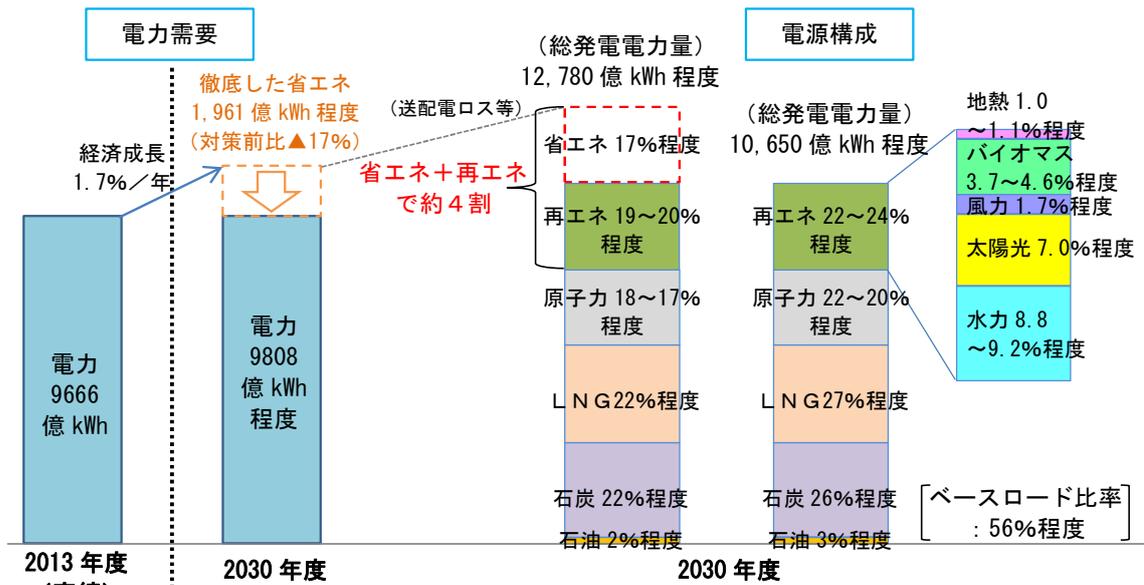
我が国の温室効果ガス排出量と目標



(2) 国の今後のエネルギー政策

東日本大震災での原発事故を契機に国のエネルギー政策が見直され、平成24年7月から再生可能エネルギー固定価格買取制度がスタートし、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が全国各地で進んでいます。しかし、日本のエネルギー自給率はわずか7%（平成27年度推計値）と、諸外国に比べ低い値となっています。このような状況で国は、平成26年4月に東日本大震災後初となるエネルギー基本計画を策定し、2030年度の総発電電力量のうち、徹底した省エネルギーにより17%程度を削減し、電源構成の22~24%程度を再生可能エネルギーで賄うとしています。今後は積極的な再生可能エネルギーの導入とより一層の省エネルギー対策が必要とされています。

電力需要に対応した将来の電源構成



資料：長期エネルギー需給の見通し（経済産業省）

(3) 生物多様性の危機

平成24年に策定された「生物多様性国家戦略2012-2020」の中で、生物多様性は以下の4つの危機に直面していると示されています。

●第1の危機（開発等人間活動による危機）

心無い人たちによる希少生物等の乱獲や盗掘等はあとを絶ちません。また、道路や河川の整備等により、生物の生息環境の悪化が懸念されています。

●第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

中山間地域の過疎化や、農林業の担い手の高齢化などにより、里地、里山の荒廃などが問題となっています。その結果、生物の生息環境の悪化や、イノシシやニホンジカ等による農作物被害等の増加が懸念されています。

●第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

セイタカアワダチソウやオオキンケイギク等の外来生物が河川敷等に繁茂しているのが散見されます。これらは、他の在来の植物が生育できないようするなど、生態系に大きな影響を及ぼしています。

●第4の危機（地球環境の変化による危機）

地球温暖化が進むことにより、多くの動植物に絶滅のリスクが高まる可能性が高いと予測されています。また、植物の開花や結実の時期、昆虫の発生時期等に変化が生じるとも考えられています。

(4) 国の廃棄物減量政策

国の第三次循環型社会形成推進基本計画（平成 25 年 5 月）で定める取組指標において、一般廃棄物の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量を、平成 12 年度の約 1,185 グラムから平成 32 年度に約 890 グラム（25%減）に削減する目標を掲げています。今後も、市民及び事業者の積極的な参画のもと、廃棄物の発生抑制及び資源の循環利用を促進することが求められています。

(5) 持続可能な開発目標

2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会全体が、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決することを示した画期的な指針です。この指針の中核には、2030年までの国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」（Sustainable Development Goals、以下「SDGs」という。）が掲げられています。

SDGsは、17のゴールと各ゴールごとに設定された169のターゲットから構成され、気候変動、生物多様性等環境と大きな関わりのある項目の他に、持続可能な消費と生産、教育、雇用等、一見環境とは関係のなさそうな分野についてもゴールが掲げられています。これは、SDGsは環境がすべての根幹にあるという考えの下、相互に関係する複数の目標を総合的に解決することにより、持続可能な社会の実現を目指していることによるものです。

近年、地球温暖化を始めとする環境問題は複雑化・深刻化するとともに、これを取り巻く社会も人口減少や高齢化等大きく変化しています。

市では、SDGsの実現に向け、環境の面から様々な施策を検討していく必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



資料：国連広報センター

2 本市の自然的・社会的基礎条件

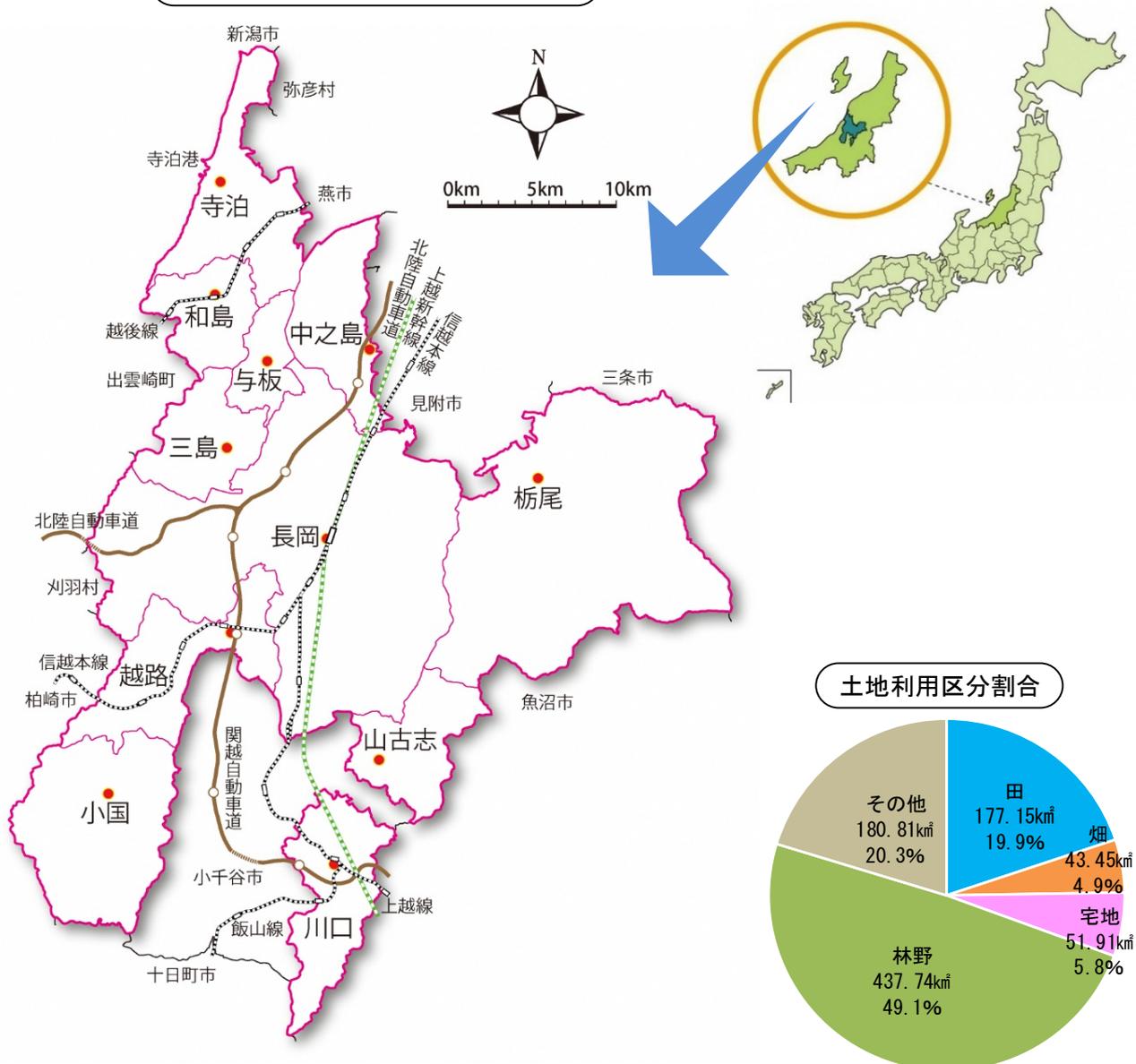
(1) 自然条件

ア 位置及び面積

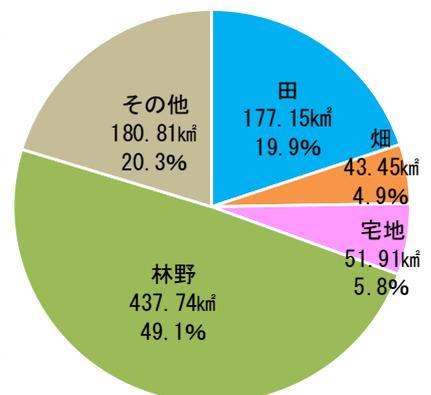
本市は、新潟県のほぼ中央部に位置しており、「長岡地域」、「中之島地域」、「越路地域」、「三島地域」、「山古志地域」、「小国地域」、「和島地域」、「寺泊地域」、「栃尾地域」、「与板地域」、「川口地域」の11地域で構成されています。総面積は891.06k㎡で、その約5割が林野で、田とその他がそれぞれ約2割を占め、宅地は5.8%となっています。

高速交通網としては、上越新幹線と関越・北陸自動車道が整備されており、首都圏や北陸・東北方面と本市とを結んでいます。市内には、複数のインターチェンジが設置されており、一般国道や県道等と結ばれています。

各地域の位置及び高速交通網の状況



土地利用区割合



資料：新潟県地域森林計画書（平成28年度）

イ 地形・地質

本市の中央部を南北に延びる信濃川には、刈谷田川、猿橋川、栖吉川、柿川、太田川、魚野川、黒川、渋海川等の河川が流れ込み、日本一の長さで流量を誇る大河となっています。信濃川の両岸には、長岡地域から中之島地域に至る比較的平坦な沖積平野が広がっています。その東西には、東山連峰と西山丘陵が連なっています。

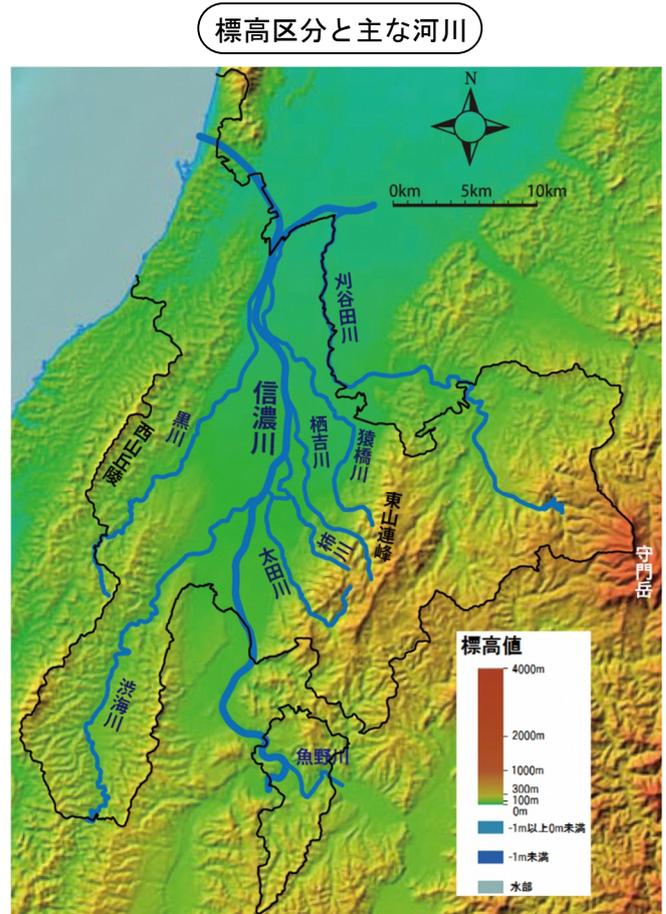
本市の東部に位置する山古志地域や栃尾地域の一部は、起伏に富んだ山岳地形となっており、栃尾地域南東部には越後山脈の一角を占める守門岳(1,537m)がそびえています。一方、日本海に面する寺泊地域には南北約 16 kmにわたって延びる海岸線があります。

このように、急峻な山岳地から丘陵、平坦な平野、海岸に至る変化に富んだ地形が本市の特徴であり、信濃川とその支流に広がる水辺や緑豊かな山々等、豊かな自然環境に恵まれています。

本市の地質は、東山連峰と西山丘陵ではともに新生代中新世の寺泊層から第四紀更新世の御山層に相当する堆積岩類が広く分布し、これらに挟まれた平野部には第四紀完新世の堆積物が平坦部を形成し、一部は軟弱な地盤となっています。東山連峰の鋸山(764m)を主峰として新生界から構成されており、その一部は東山油田として採油されてきました。また、守門岳山麓部には火山噴出物が広く分布しています。西山丘陵では標高が 300m 程度の山稜が連なり、主として第四系から構成されています。

地質構造は、海岸線とほぼ平行する数多くの褶曲軸と断層の発達が顕著であり、特に丘陵地と平野の境界付近には比較的規模の大きい活断層が伏在しています。この複雑な地質構造は活発な構造運動の跡を示しています。丘陵部では、融雪等による地すべりが発生し、新旧数多くの地すべり地形が見られます。平野部では、標高 15~35m 程度の低平な地形であり、未固結の礫、砂、シルト、粘土で構成されています。このうち、砂礫層は、地下水の滞水層となっています。

本市の丘陵部の地質構造は比較的複雑であり、風化しやすい岩石で構成されていることもあって、地すべり等の自然災害が発生することもあります。学術的には貴重な地形・地質が数多く存在しています。



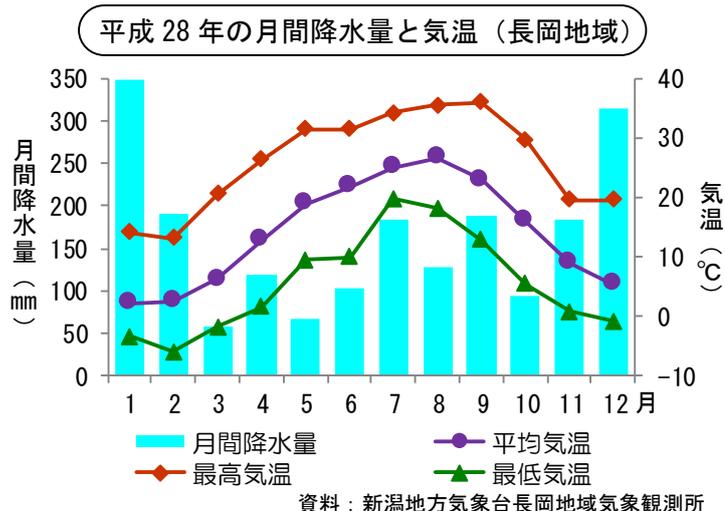
資料：地理院地図

ウ 気象・気候

本市は、夏は高温多湿、冬は気温が低く北西の季節風が強く吹き、降雪があるという、日本海側特有の傾向がみられます。夏と冬の気温差が大きいため、四季の変化がはっきりしており、このことが豊かな自然環境を育む要因のひとつとなっています。

また、降水量は秋から冬にかけての期間に多く、その大部分は降雪によるものです。

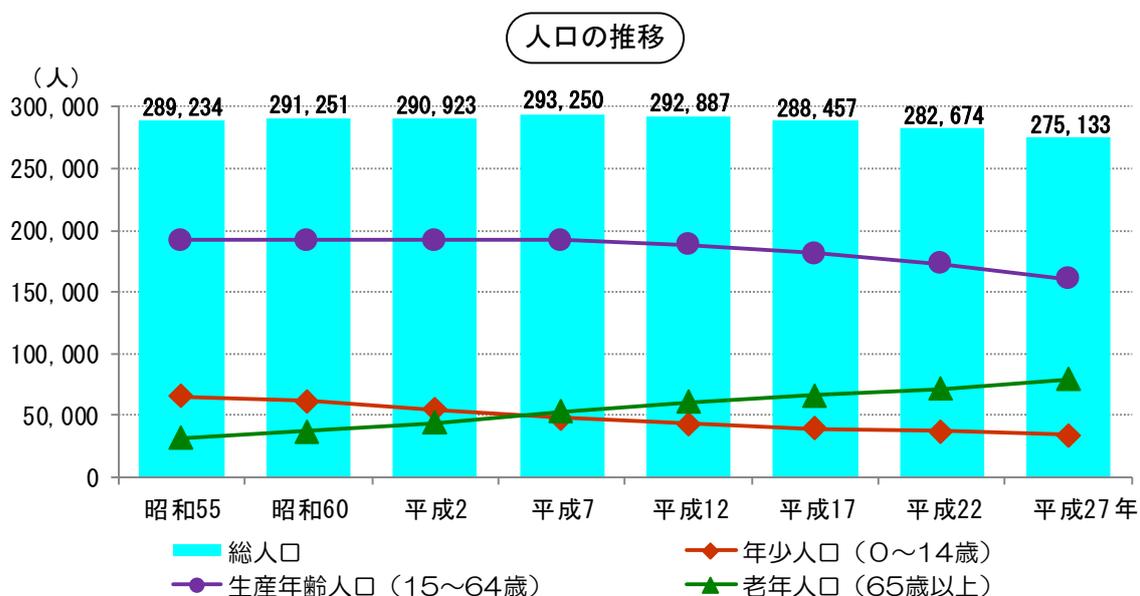
なお、平野部や海岸、山沿いといった本市の地勢の違いにより、降雪量には地域差がみられ、山古志地域、小国地域、栃尾地域、川口地域等の山間部は県内でも有数の豪雪地帯ですが、和島地域、寺泊地域等の平野部や海岸部では比較的降雪が少ない傾向にあります。



(2) 社会条件

ア 人口

国勢調査結果によると、本市の人口は平成7年の約29.3万人をピークに、その後は減少が続いており、平成27年には約27.5万人となっています。年少人口（0～14歳）は、減少傾向が続き、平成7年からは、老年人口（65歳以上）を下回り続けています。生産年齢人口（15～64歳）は、平成7年から減少傾向が続く一方で、老年人口は一貫して増加を続けています。



イ 産業

本市は、高度なものづくり産業の一大集積地であり、県内第2の商圈の中心地であるとともに、優良な米産地でもあり、バランスのとれた産業構造を有するまちです。

工業では、古くから栄えた工作機械関連をはじめ、近年では電子・精密機械や液晶・半導体等高度なものづくり産業が集積しています。また、良質な米や水といった地域資源を活かした醸造や米菓等の食料品製造や、世界トップレベルの技術を誇るスポーツ用品製造、さらに産地を形成している繊維や打刃物といった特色を持つ新潟県を代表する工業都市となっています。

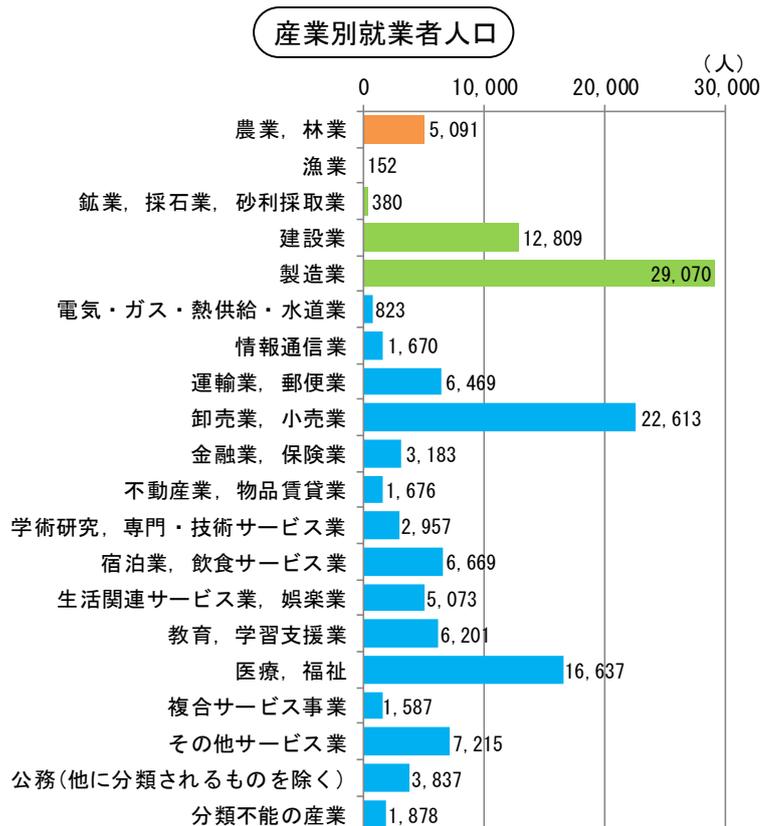
商業では、JR長岡駅周辺や千秋が原・古正寺地区を中心に、中越地域全体を商圈とする広域的な商業拠点を形成しています。

また、高度に整った高速交通体系を活かした卸売業の集積がみられ、物流拠点の機能も発揮しています。年間商品販売額のうち、卸売業が約7割、小売業が約3割を占めています。

農業では、信濃川両岸に広がる肥沃な越後平野で、コシヒカリに代表される稲作が営まれています。市の農作物収穫面積の約9割を稲が占め、米は全国有数の収穫量となっており、環境保全型農業に力を入れています。それ以外では主に豆類、野菜の生産が行われ、巾着なす、かぐらなんばん、枝豆等、長岡ブランドの自慢の野菜として生産の強化を図っています。

林業では、市の総面積のおよそ50%を森林が占め、豊富な森林資源に恵まれています。木材価格の低迷や林業従事者の高齢化等、林業全体としての課題となっています。

水産業では、寺泊港を拠点として漁業が営まれているほか、市の魚に制定した錦鯉の養殖が山古志地域を中心に盛んに行われ、国内はもちろん国外からも多くのバイヤーが訪れる一大産地を形成しています。平成29年には、新潟県中越地域（長岡市・小千谷市）の「雪の恵みを活かした稲作・養鯉システム」が「日本農業遺産」に認定されました。



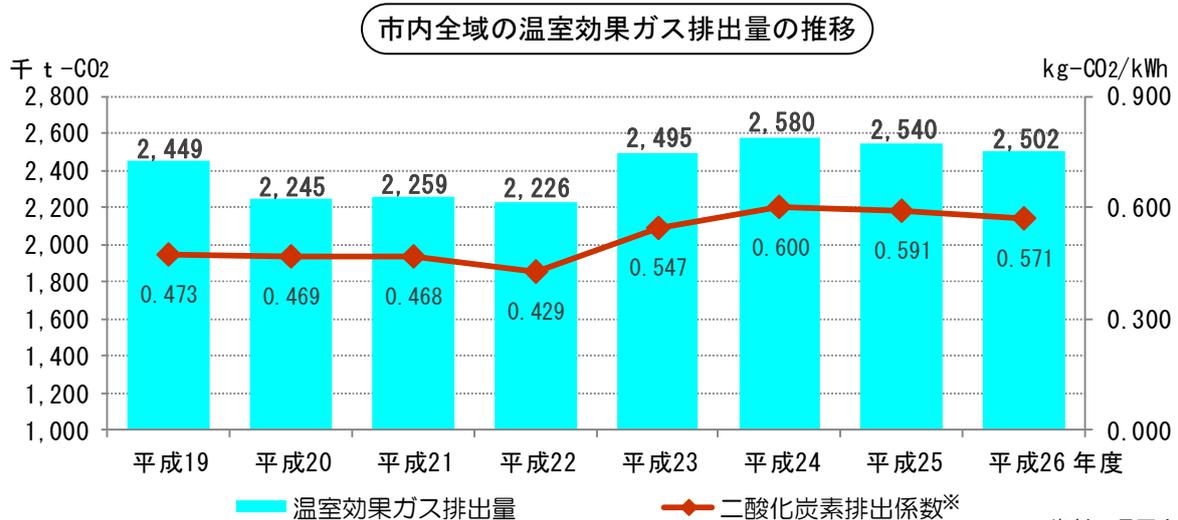
第2節 本市における環境の現状と課題

1 地球環境

(1) 温室効果ガスの排出状況

市域全体の温室効果ガス排出量は、平成22年度まで減少傾向にありましたが、平成23年度を境に増加に転じています。これは平成23年に発生した東日本大震災の影響で原子力発電所の稼働が停止し、火力発電所の稼働が大幅に増えたことにより、発電に係る温室効果ガスの排出量が増加したことが大きな要因です。平成25年度以降は、省エネの取組等により温室効果ガス排出量はわずかながら減少傾向にあります。しかし、平成26年度における温室効果ガス排出量は250万2千トンと、平成19年度に比べて2.2%（5万3千トン）増加しており、さらなる排出抑制が必要になっています。

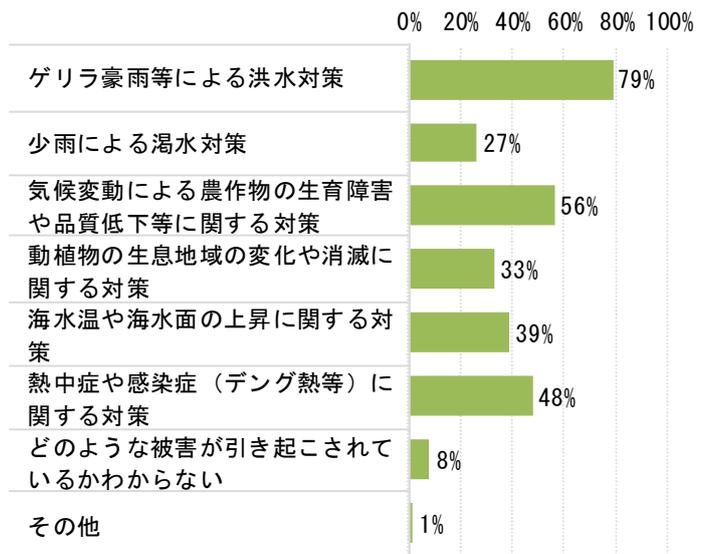
排出抑制の手段として、社会全体での省エネ行動のさらなる推進、再生可能エネルギーの導入促進、フロン類の適正処理の徹底、二酸化炭素吸収源対策としての森林の育成等が必要です。



※二酸化炭素排出係数：温室効果ガスの排出量を算出するため、電気事業者等が毎年公表する数値。電気やガス、石油などの使用量にこの数値を乗じ、二酸化炭素の量を算出する。

(2) 地球温暖化による様々な被害への適応策

近年、地球温暖化の影響と考えられる集中豪雨が市内各地で多発しており、土砂災害や浸水被害を引き起こしています。この他にも、熱中症による健康被害等、温暖化による様々な影響が発生しています。市民アンケート調査においても、「ゲリラ豪雨等による洪水対策」、「気候変動による農作物の生育被害や品質低下等に関する対策」、「熱中症や感染症（デング熱等）に関する対策」等に対して市民の関心が高くなっており、市民が安全・安心に暮らすことのできる環境整備が求められています。



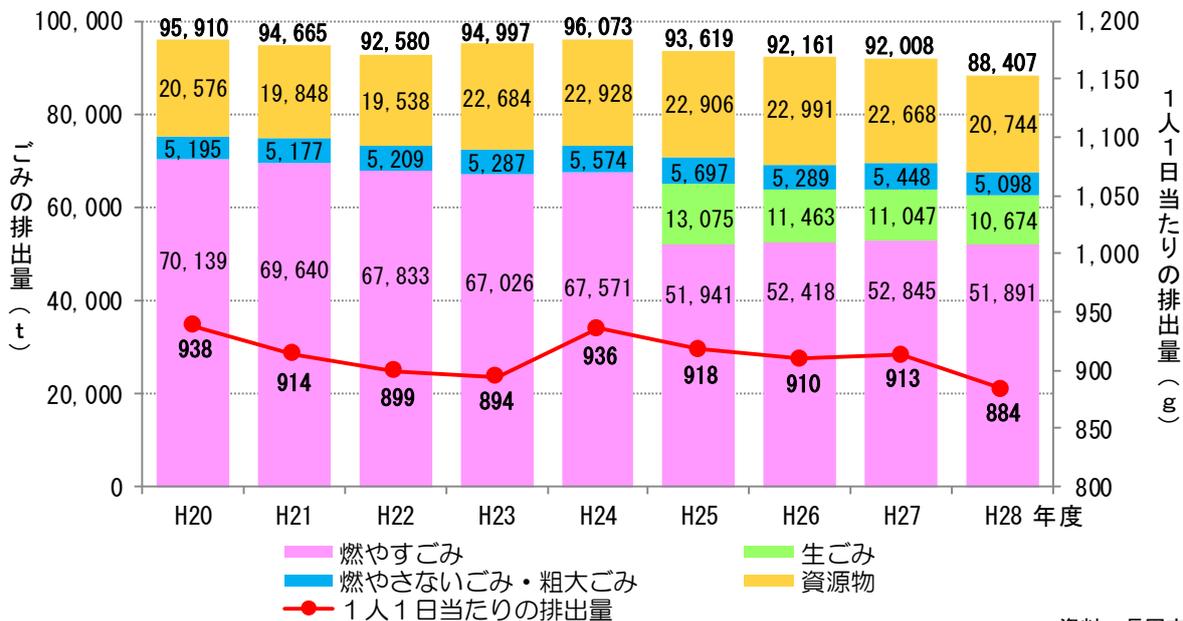
資料：市民アンケート調査（平成 29 年 8 月）

(3) ごみの排出量

平成 16 年のごみ有料化に伴い、ごみの排出量は減少傾向を示しています。平成 25 年 7 月には、燃やすごみの更なる削減を目的に、生ごみを分別回収し、微生物の働きで発酵分解、発生するバイオガスを発電に利用する生ごみバイオガス発電センターを稼働させました。さらに、同年 10 月から古着・古布のステーション回収を始めたことなどにより、燃やすごみの量は減少しています。また、市民 1 人 1 日当たりのごみの排出量も減少傾向にあります。

ごみの発生を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）の「2R」を優先的に取り組み、つづいて再生利用（リサイクル）や熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、適正な処理・処分に取り組むことが必要です。

ごみの排出量と 1 人 1 日当たりの排出量の推移



資料：長岡市

2 自然環境

(1) 動植物の保全

市内には、オオミスミソウ（雪割草）、ハマナス、シラネアオイ等の希少な植物が自生し、守門岳等にはブナの群落、里山にはユキツバキの群落等豊かな植生が分布しています。一方、外来植物のセイタカアワダチソウやオオキンケイギク等が生育域を広めてきており、その駆除が課題となっています。

また、コルリ、イヌワシ等の自然性の高い地域に生息する鳥類や、本市が基産地のホトケドジョウ等、希少な動物も市内に生息しています。一方、外来生物法によって飼育や野外に放つことが禁止されているオオクチバス等について、市内の河川や湖沼で生息が確認されており、生態系への影響が懸念されています。

本市は、市内で生息または自生する希少な動植物を保全するため、「長岡市稀少生物の保護等に関する条例」を定めています。保護対策を講じるに当たっては、広大な市域下の正確な生息分布調査等の課題があります。

その他、本市は佐渡におけるトキの飼育・繁殖及び野生復帰事業を支援、補完し、トキの安定的存続を目標に掲げる我が国のトキ保護増殖事業に貢献するため、寺泊夏戸地域において、平成23年からトキ分散飼育事業に取り組んでいます。



オオミスミソウ



ホトケドジョウ



トキ

(2) 有害鳥獣

野生鳥獣を許可なく捕獲・殺傷することは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により禁止されています。ただし、農林水産物等に著しい被害を与えるなどの場合には、許可を受けて捕獲することができることになっています。近年は中山間地域において、人口減少や高齢化等を背景にイノシシやニホンザル等による農作物被害等が増加しており、有害鳥獣対策の強化が求められています。

年度別の有害鳥獣の捕獲実績

年度	捕獲許可証 交付件数	従事者証 交付件数	カラス	その他 の鳥類	鳥類以外 (獣類)	捕獲総数
平成20年度	25件	153件	222羽	56羽	2頭	280羽(頭)
平成21年度	21件	102件	236羽	105羽	79頭	420羽(頭)
平成22年度	44件	202件	264羽	251羽	6頭	521羽(頭)
平成23年度	70件	127件	267羽	63羽	140頭	470羽(頭)
平成24年度	81件	222件	422羽	34羽	90頭	546羽(頭)
平成25年度	36件	182件	166羽	3羽	67頭	236羽(頭)
平成26年度	88件	334件	115羽	86羽	96頭	297羽(頭)
平成27年度	55件	382件	66羽	42羽	43頭	151羽(頭)
平成28年度	56件	1,691件	634羽	167羽	70頭	871羽(頭)

※従事者証は、有害鳥獣の捕獲に直接たずさわる人に交付している。

資料：長岡市

(3) 自然公園

市内には、優れた自然環境を適切に保全し、これと触れあう機会の創出を図ることを目的とした、国定公園と県立自然公園等があります。自然公園では、優れた自然景観の保護のため、工作物の建築や木材の伐採等の開発行為等が規制されています。また、県では、新潟県自然環境保護員を委嘱し、県立自然公園の監視を定期的に行っています。

【国定公園】

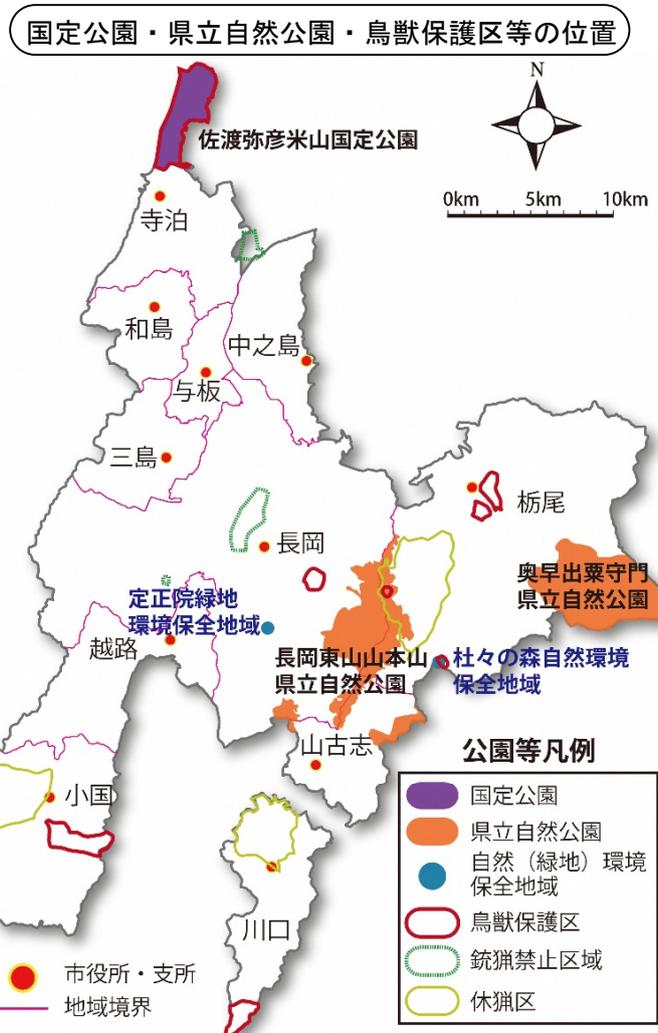
- ・ 佐渡弥彦米山国定公園（寺泊地域）
○面積 全体 29,464ha（市内 1,213ha）

【県立自然公園】

- ・ 奥早出粟守門県立自然公園（栃尾地域）
○面積 全体 34,155ha（市内 2,736ha）
- ・ 長岡東山山本山県立自然公園
（長岡地域、山古志地域、栃尾地域）
○面積 全体 3,892a（市内 2,816ha）

【自然（緑地）環境保全地域】

- ・ 杜々の森自然環境保全地域（栃尾地域）
○面積 2.6ha
- ・ 定正院緑地環境保全地域（長岡地域）
○面積 0.8ha



(4) 森林、農地

本市の土地利用では、森林の占める割合が約5割と最も大きく、次いで田が約2割となっています。郊外地の開発により水田の宅地化が進むとともに、中山間地域では、過疎化・高齢化等の進行に伴う農村集落機能の低下により、身近な自然環境である田園・里山の保全管理が課題となってきました。

一方で、国が選定する「日本の生物多様性保全上重要な里地里山」に、小国町法末集落が選定されるとともに、新潟県中越地域（長岡市・小千谷市）の「雪の恵みを活かした稲作・養鯉システム」が“日本農業遺産”に認定されるなど、本市の中山間地域の価値が高まりつつあります。



中山間地域の養鯉池

3 生活環境

(1) 大気汚染、悪臭

大気汚染の発生源は工場、事業場からのばい煙や粉じん、自動車からの排出ガス、焼却に伴うばい煙等が主なものとなっています。

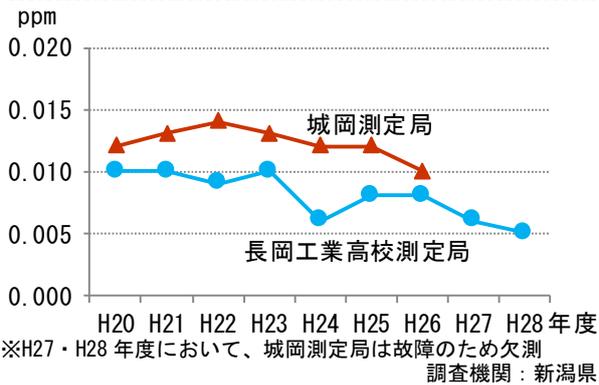
大気汚染物質の測定結果をみると、二酸化窒素^{※1}濃度と浮遊粒子状物質^{※2}は数値が下がり、改善傾向にあります。光化学オキシダント^{※3}は環境基準を上回る時間帯があるものの、平成20年度以降は、光化学スモッグ注意報の発令はありません。

建築材等に含まれるアスベスト（石綿）については、解体時の飛散等による健康被害の未然防止を図るため、県では、大気汚染防止法とあわせて、「新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例」による規制を行っています。

悪臭苦情は、工場や飲食店等の事業場、畜舎のほか、家庭ごみの焼却等によって生じます。本市では、事業活動に伴い生ずる悪臭を防止するため、悪臭防止法による規制を行っています。

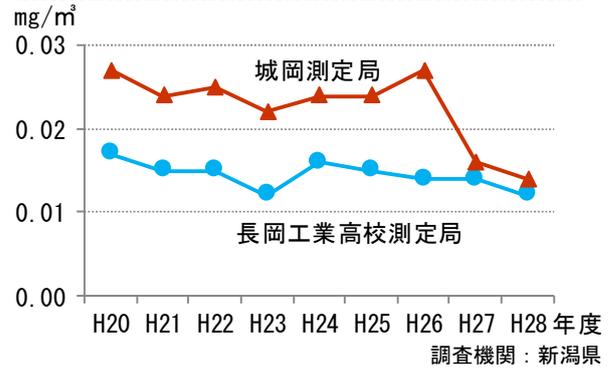
二酸化窒素（NO₂）の年平均値の推移

環境基準：1時間値の1日平均値 0.04～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下



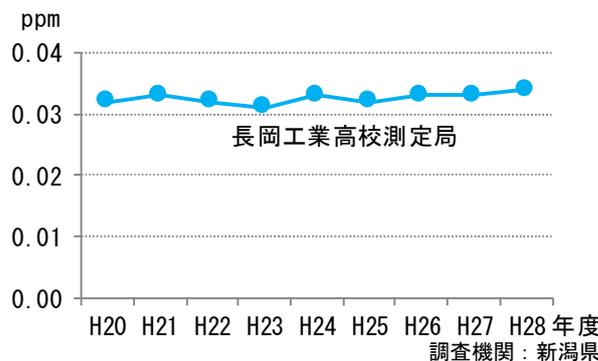
浮遊粒子状物質（SPM）の年平均値の推移

環境基準：1時間値の1日平均値 0.10mg/m³以下かつ1時間値 0.20mg/m³以下



光化学オキシダント（O_x）の年平均値の推移

環境基準：1時間値 0.06ppm以下



- ※1 二酸化窒素（NO₂）：二酸化窒素を代表とする窒素酸化物は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生します。主な発生源として、自動車排出ガスが挙げられます。
- ※2 浮遊粒子状物質（SPM）：大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が10^{マイクロ}μm以下のもの。工場などから排出されるばいじん、ディーゼル車の排出ガス、土壌の飛散などが主な発生源とされています。
- ※3 光化学オキシダント（O_x）：工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類が、太陽光の照射を受けて、二次的に生成されるもの。濃度が0.12ppm以上の状態になると、県は光化学スモッグ注意報を発令します。

(2) 水質汚濁

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関するもの（健康項目）と生活環境の保全に関するもの（生活環境項目）があります。このうち、生活環境項目に関する環境基準について、市内の一部の河川には類型が指定されています。

河川水質の測定結果をみると、水質汚濁の代表的指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）については、年平均値がすべての地点で環境基準及び環境指標※1を下回り、長期的にみると減少傾向にあります。

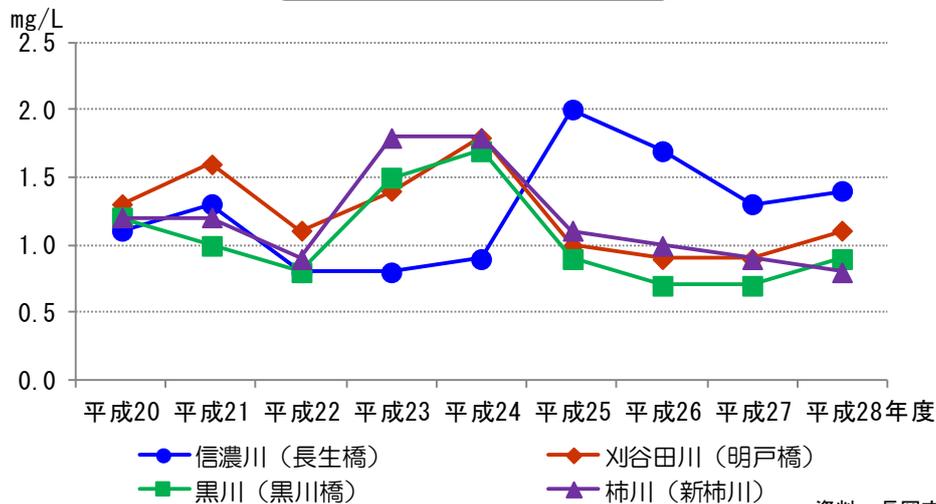
これは、公共下水道や農業集落排水施設、合併浄化槽の普及が大きく寄与しています。平成28年度末時点における汚水処理人口普及率は、97.2%に達しており、全国平均（90.4%）及び県内の平均（86.6%）を上回っています。

海水浴場の水質調査は、大腸菌群数、油膜の有無、透明度等により総合的に判定され、海水浴に適している水質「水質AA」と「水質A」、可能な水質「水質B」と「水質C」、「不適」の5段階で評価されます。水質の結果は年度によってばらつきがありますが、概ね良好な状況です。

主な河川のBODに係る環境基準等

河川名	環境基準（類型）	環境指標
信濃川	2 mg/L 以下（A類型）	2 mg/L 以下
柿川	-	2 mg/L 以下
黒川	3 mg/L 以下（B類型）	3 mg/L 以下
刈谷田川	3 mg/L 以下（B類型）	3 mg/L 以下

主な市内河川のBOD値の推移



市内海水浴場の水質調査結果の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
野積海水浴場	AA	AA	A	AA	AA	B	AA	B	AA
寺泊中央海水浴場	AA	A	B	B	AA	B	A	B	B
金山海水浴場	AA	AA	A	AA	AA	AA	AA	B	AA
郷本海水浴場	AA	AA	AA	AA	AA	B	A	B	AA

資料：長岡市

※1 環境指標：国の定めた環境基準に準じ、本計画において主な河川ごとに達成すべきBOD（生物化学的酸素要求量）の値を設定しています。

(3) 土壌環境

ア 土壌汚染

土壌汚染対策法に基づき、土壌の汚染状態が基準に適合しない土地を要措置区域^{※1}又は形質変更時要届出区域^{※2}として指定しています。平成28年度末現在、下記の6地点を形質変更時要届出区域として指定しています。

形質変更時要届出区域の指定状況

番号	所在地	指定に係る特定有害物質の種類
指-3号	長岡市宝3丁目1番地1の一部	テトラクロエチレン、トリクロエチレン
指-2号	長岡市城岡1丁目705番1、705番5、705番6及び705番7	クロエチレンを除く25物質
形-3号	長岡市千歳1丁目23番16及び23番18の一部	鉛及びその化合物
指-4号	長岡市金町2丁目丙153番3の一部	テトラクロエチレン
指-5号	長岡市榆原字沢田655番1 他51筆	砒素及びその化合物
指-6号	長岡市金沢2丁目255番1 他35筆	クロエチレンを除く25物質

資料：長岡市

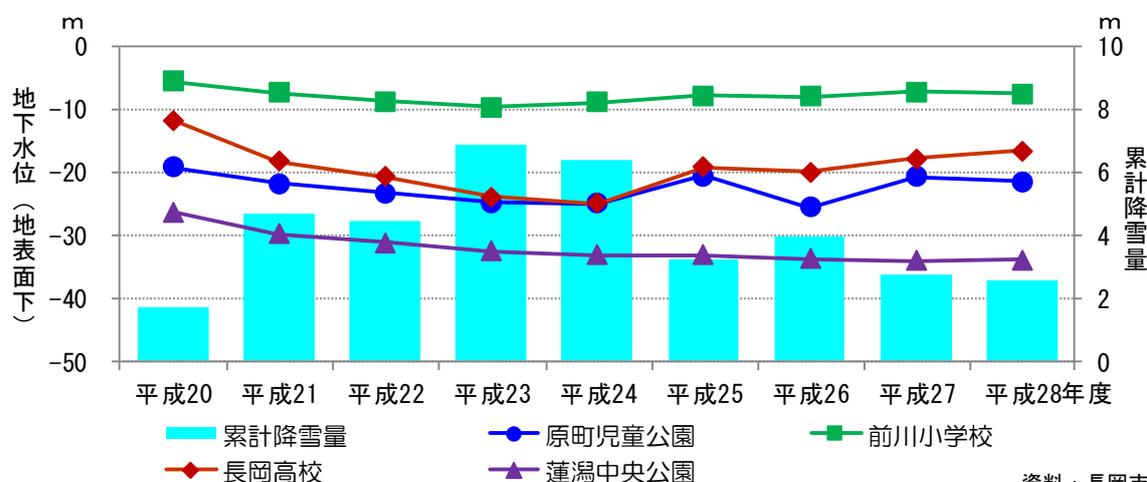
イ 地下水汚染

市内の地下水の水質状況を把握するため、事業場の周辺等で調査を行っています。平成28年度の結果は、一部の地点において、砒素等の物質が環境基準を超過していました。このため、井戸所有者に対し、地下水の飲用等を中止するよう周知等を行っています。

ウ 地下水位の保全と地盤沈下

冬期間の消雪用地下水の汲み上げに伴い、著しい地下水位の低下と地盤沈下が懸念されていることから、市内17か所で地下水位等を観測しています。近年は暖冬傾向のため、地下水位は概ね横ばいの状況ですが、ひとたび大雪が降れば、地下水位は大幅に低下するおそれがあります。

地下水の最低水位の変動状況



※1 要措置区域：土壌汚染の人への摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域を指します。

※2 形質変更時要届出区域：土壌汚染の人への摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域を指します。

(4) 騒音・振動

騒音や振動は、主に工場における機械の稼働や建設工事、自動車の走行等によって生じますが、感覚公害とも呼ばれ、聴く人の生活環境や心理状態等によって感じ方は異なります。

ア 環境騒音、高速自動車道騒音及び新幹線騒音

市内の住居系地域等における「騒音に係る環境基準」の達成状況をみると、幹線道路等に面する地域のうち、一部の地点で騒音レベルが基準を超過していましたが、高速道路沿線地域では、基準に適合していました。

一方、上越新幹線沿線においては、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」を超過していましたが、本市では、県と連携し、運行事業者であるJR東日本に対し、騒音対策の申し入れを行っています。

イ 工場、事業場及びその他の騒音・振動

工場・事業場における騒音・振動から周辺住民の生活環境を守るため、騒音規制法や振動規制法、新潟県生活環境の保全等に関する条例で規制基準が定められています。本市では、工場・事業場への立入検査や法令等に基づく届出等により、騒音・振動の規制基準の遵守を指導しています。

平成 28 年度環境騒音測定結果

(単位：dB)

地域	地域類型	調査地点	騒音レベル・環境基準				用途地域	車線数
			昼間	基準値	夜間	基準値		
道路に面する地域	A	下柳 1 丁目	70	70	65	65	第 2 種 低 層 住 専	2 (幹線道路)
		高畑町	67	70	63	65	調 整 (A 相 当)	4 (幹線道路)
	B	水道町 5	70	65	62	60	第 1 住 居	2
		関原町 1 丁目	74	70	65	65	第 2 住 居	4 (幹線道路)
		栃尾原町 1 丁目	64	70	53	65	第 1 住 居	2 (幹線道路)
	C	表町 1 丁目	67	70	59	65	商 業	2 (幹線道路)
		宮内町	67	70	62	65	近 隣 商 業	4 (幹線道路)
		金沢 3 丁目	61	65	52	60	準 工 業	2
		新栄町 3 丁目	61	65	43	60	準 工 業	2
	一般地域	A	西蔵王 3 丁目	44	55	38	45	風 致 地 区
学校町 1 丁目			46	55	37	45	第 1 中 高 住 専	—
谷内 2 丁目			52	55	42	45	第 1 中 高 住 専	—
B		大島本町 3 丁目	45	55	39	45	第 1 住 居	—
		幸町 2 丁目	40	55	34	45	第 1 住 居	—
		金町 2 丁目	51	55	43	45	第 1 住 居	—
C		寿 1 丁目	48	60	41	50	準 工 業	—
		新産 2 丁目	52	60	49	50	準 工 業	—
		栃尾本町	54	60	45	50	商 業	—

※網掛けは環境基準値を超過したものをいう。

資料：長岡市

※昼間とは午前 6 時～午後 10 時、夜間とは午後 10 時～午前 6 時をいう。

※(幹線道路)とは、幹線道路に近接する空間をいう。

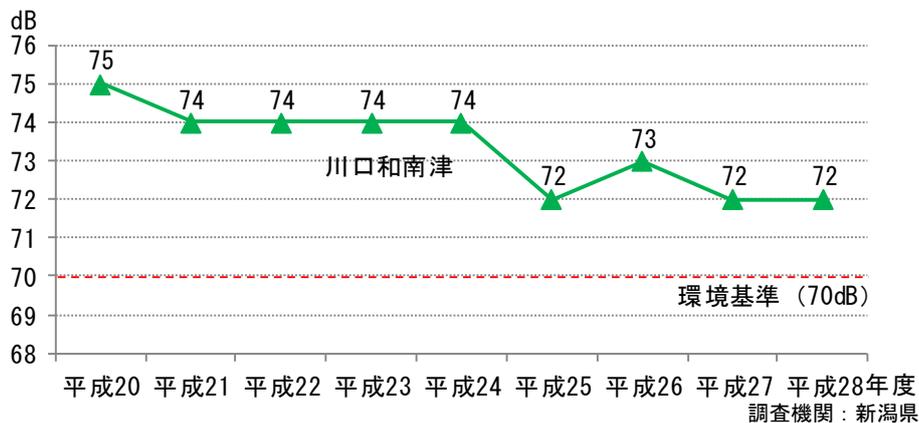
平成 28 年度高速自動車道騒音測定結果

No.	調査地点	道路への距離 (m)	遮音壁の長さ (m)	騒音レベル (dB)				環境基準の地域類型
				昼間	環境基準	夜間	環境基準	
1	新開町	25	212	52	65	52	60	B 類型相当 (市街化調整区域のため、 類型指定は されていない)
2	雁島町	94	163	53	65	54	60	
3	南新保町	100	182	57	65	55	60	
4	宮本町 1 丁目	110	無	59	65	55	60	
5	灰島新田	70	520	59	65	53	60	
6	杉之森	76	320	50	65	52	60	
7	中之島	39	無	62	65	57	60	C 類型
8	神谷	20	150	58	70	52	65	幹線道路近接空間
9	来迎寺	50	350	51	65	48	60	B 類型

※環境基準においては、概ね都市計画法における用途地域を基に地域類型を定めている。

資料：長岡市

上越新幹線鉄道騒音の経年推移



(5) 化学物質

現代社会においては、様々な化学物質が製造、使用されていますが、その中には人や生態系への影響が懸念されるものもあります。

市民の化学物質による被害を防止するため、危険性が指摘され、あるいは疑われている物質や製品については、可能な限り安全なものに変えていくことが求められています。

本市では、農薬等の化学物質の適正使用等に関する情報を市民にわかりやすく提供するとともに、公園や街路樹等の管理に当たっては、環境省の「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」を活用し、可能な限り被害木の剪定や害虫補殺などすることとし、止むを得ず薬剤を使用する場合でも最小限の区域に散布するなど、総合的病虫害・雑草管理（IPM）の考え方を取り入れています。

(6) 廃棄物

ア 一般廃棄物

一般家庭等から排出される廃棄物については、円滑かつ確実な収集・運搬を行っています。収集した廃棄物は、適正な中間処理を行い減容化し、金属などの資源物を回収するとともに、分別回収した生ごみからバイオガスを回収して発電に利用したり、燃やすごみから温水を得るなど、資源やエネルギーの有効利用を積極的に行っています。

なお、やむを得ず処分する必要があるものは、市内4か所の最終処分場において埋立処分しています。

また、各処理施設では適正な維持管理に努めるとともに、経年劣化等に対応するため計画的な施設の整備が必要です。

イ 産業廃棄物

市内及び近隣にある大規模な産業廃棄物の最終処分場（3か所）について、公害防止等に関する協定を締結し、廃棄物の適正処分について監視を行っています。また、地元住民、産業廃棄物処理業者及び関係行政機関で構成する「長岡市産業廃棄物適正処理推進連絡会議」を開催し、廃棄物処理の状況や河川の水質状況等の情報交換を行っています。

ウ 不法投棄

町内会等との合同パトロールや民間警備会社等によるパトロールを実施するなど、不法投棄防止対策を実施していますが、不法投棄は後を絶たない状況であり、不法投棄に対する市民や事業者の意識向上や監視体制の強化などが求められています。

エ 環境美化

まちの美化のため、町内会や商店街組合等の協働のもと、公園や道路側溝の清掃など各地域の実情に合わせた様々なクリーン作戦の支援を行っています。

4 快適環境

(1) 公園・緑地の活用

市内に公園（都市公園、児童遊園）は 389 か所あり、その面積は 591.39ha です。

主な都市公園としては、悠久山公園（面積 37.31ha）、信濃川河川公園（26.89ha）、長岡ニュータウン公園（16.60ha）、国営越後丘陵公園（298.40ha）等があり、市民一人当たりの公園の面積は、国や県を上回っています。

子どもたちをはじめとした幅広い年代の市民が緑や自然とふれあうことができるよう、公園や緑地を適切に整備・管理していく必要があります。

都市計画区域人口一人当たりの都市公園面積

区 分	面積（㎡）
長岡市	23.9
新潟県	17.0
国	10.3

資料：長岡市（平成 28 年 3 月末現在）

(2) 河川環境の保全・再生

市内を流れる多くの河川は、市民が身近に訪れることのできる水辺空間となっています。特に信濃川においては、市民がより水辺に親しむことができるよう、緩傾斜堤防や堤防の桜並木・散策路（桜づつみ）等、親水空間が整備されています。

また、一部の河川においては、環境に配慮した工法で護岸を整備することにより、河床は水生生物の生息場所になり、護岸は緑化が図られています。一方、堰等の河川構造物によって落差が生じている場所では、魚道が整備されています。

これまでの河川整備の手法は、河川の維持管理や流域の安全の確保といった治水面に重点が置かれてきましたが、今後はこの治水機能に加え、市民が豊かな水と緑の恵みを実感し、より身近に親しめる河川環境を形成していくため、水質改善はもとより、動植物の生息空間が確保されるような自然の要素を取り入れた河川整備（多自然川づくり）を積極的に行うことが必要です。

市内の河川数と延長

区 分	河川数	延長（km）
一級河川	135	732.80
二級河川	11	45.67
準用河川	19	19.97
普通河川	88	106.50
計	253	904.93

資料：長岡市（平成 29 年 4 月 1 日現在）

5 市民、事業者、NPO等の参画・協働

良好な環境を保全していくためには、市民一人ひとりが環境についての理解を深め、市民、事業者、NPO等、行政が協働して環境保全に配慮した行動を起こすことが求められます。

本市では、市民、事業者向けのセミナーを実施しており、今後も内容を充実させながら継続していくことが必要です。

また、NPO（非営利団体）と連携し、環境保全活動の協働実施や活動団体同士の情報交換等を行うことが求められています。

第 3 章

計画の理念と施策の体系

1 基本理念

本市は、山岳、丘陵、河川、海岸など、多彩な自然に恵まれており、多種多様な動植物が生息し、本市の魅力のひとつとなっています。この豊かな自然を将来世代へ継承するため、自然環境の保全と開発との調和に引き続き取り組むことが必要です。

また、持続可能な社会の実現に向けて、地球温暖化対策の強化や廃棄物の発生抑制などの対応が重要であることは論を待たないところですが、その一方で、今日においては、急速な少子高齢化の進展など社会情勢が大きく変化しており、本市の特性を生かした自律的で持続可能な社会を創造していくことが重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、本計画では、良好な環境を保全・創造し、将来世代へ引き継ぐことを基本理念とし、この実現に向けた取り組みを多様な主体の協働により進めていくことにより、今日の本市を取り巻く諸課題の総合的な解決を目指すものとします。

■ 基本理念

良好な環境の将来世代への継承

2 望ましい環境像

前述の基本理念の実現に向けて、望ましい環境像を次のように定めます。

【低炭素・資源循環型のまち】

温室効果ガスの排出が削減されるとともに、廃棄物の発生が抑制され、資源が循環利用されることで生活の豊かさが実感できる、地球環境にやさしい循環型のまち

【人と自然が共生するまち】

山岳、丘陵、河川、海岸等、多彩で豊かな自然環境と、これらの環境に生息する多様な生物を守るとともに、自然環境の活用を通じた自然とのふれあいによって人と自然が共生するまち

【環境汚染のない安全なまち】

大気汚染や悪臭、騒音・振動、水質汚濁等を招く産業・都市生活型公害の防止対策や廃棄物の適正処理等が行われ、健康な市民生活が確保された環境汚染のない安全なまち

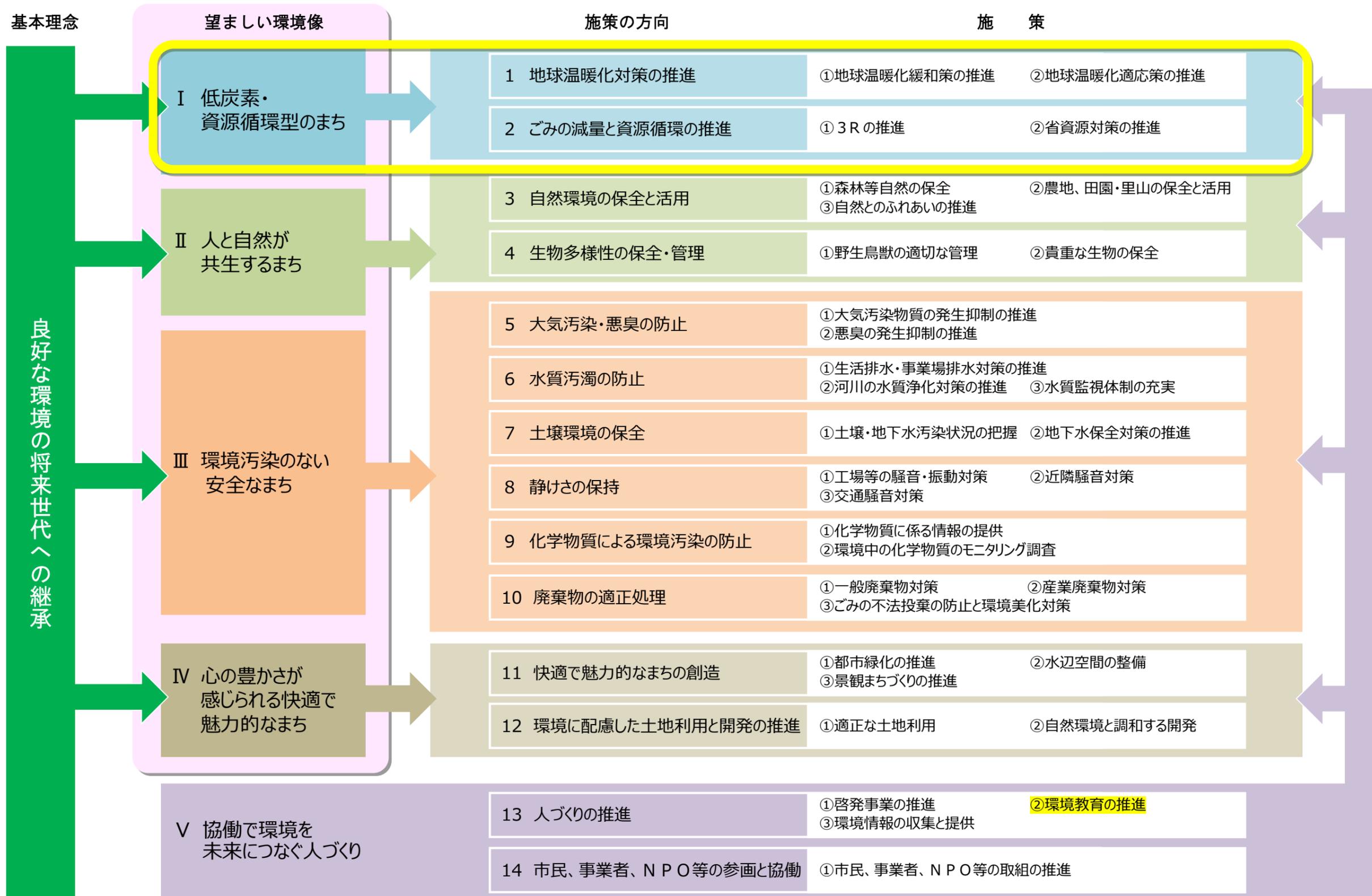
【心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち】

都市内の緑地や水辺空間等生活に身近な自然環境が整備され、地域の魅力が感じられる良好な景観が維持されていることで心の豊かさが感じられ、充実した生活を送ることができる快適で魅力的なまち

3 施策の体系

前述した本計画の「基本理念」及び「望ましい環境像」を実現するための施策の体系は、下図に示すとおりです。

なお、「V 協働で環境を未来につなぐひとづくり」は、望ましい環境像を実現するための全ての取組につながっています。



第4章

望ましい環境像の実現に向けた取組

第1節 施策の基本的考え方

望ましい環境像の実現に向けた施策の基本的考え方は次のとおりとします。

○すべての行政施策は、環境への配慮を組み込んで立案し推進する。

市の施策事業は、望ましい環境像、環境目標などの実現をめざして、その立案の段階から環境への配慮を組み込んで施策を推進します。

○SDGsの視点を踏まえ、環境施策の相互の関連を深め、総合的に推進する。

経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に総合的に取り組むことにより、持続可能な社会の実現を目指すSDGsの視点を踏まえ、施策を推進します。特に、環境教育や啓発に関連する施策は、市民や事業者の環境保全に係る意識を高め、積極的な参画を促す上で重要であり、すべての望ましい環境像の実現とつながっています。

○市民、事業者、NPO等の積極的な参画と協働のもとに推進する。

望ましい環境像を実現するためには、市民、事業者の参画と協働が必要です。今日の環境問題は、事業活動はもとより、日常生活を含むすべての活動と深い関わりがあるという認識の下で、市民、事業者、NPO等、市が一体となった取組を推進します。

第2節 基本理念の実現に向けた施策

I 低炭素・資源循環型のまち

関連するSDGsの目標



施策の方向1 地球温暖化対策の推進

地球規模で問題となっている地球温暖化について、温室効果ガスの排出削減に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 地球温暖化緩和策の推進

- 市民、事業者、NPO等、市の協働による温室効果ガスの排出量削減に向けて、長岡市地球温暖化対策実行計画を推進します。
- 温室効果ガスの排出量を抑制するため、太陽光等の再生可能エネルギーや、天然ガス等のクリーンエネルギーの利用促進を図ります。
- 移動に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、公共交通機関の利用や低公害車の導入を促進し、市民、事業者等への啓発を図ります。
- 市街地のヒートアイランド現象を緩和するため、歩道を透水性舗装等により、地表面の透水性の向上を図ります。
- 森林による二酸化炭素吸収量を増加させるため、森林の下草刈りや間伐等の森林の維持管理を通じて健全な森林を育成するとともに、伐採木の活用を図ります。

施策② 地球温暖化適応策の推進

- 地球温暖化による気候変動に伴って、農林水産業や自然生態系、自然災害等、様々な影響（リスク）が懸念されていることから、その対策を検討します。

懸念される気候変動の影響の例

分野	懸念される気候変動の影響
農業、森林・林業	一等米比率の低下、病害虫の発生増加 等
水環境・水資源	水質悪化、無降水日数の増加や降雪量の減少による湧水増加 等
自然生態系	ニホンジカ等有害鳥獣の生息域拡大 等
自然災害・沿岸域	大雨等の発生頻度の増加に伴う水害の増加 等
健康	感染症の拡大、熱中症患者の増加 等

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
長岡市域における温室効果ガス排出量	長岡市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）により目標を設定します。	
市役所（事務事業）における温室効果ガス排出量	長岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）により目標を設定します。	



施策の方向 2 ごみの減量と資源循環の推進

循環型社会の形成に向けて、ごみの 3R（Reduce（排出抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用））に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 3Rの推進

- 長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、一般廃棄物の発生抑制を推進します。
- 使い捨て製品の使用を控えるとともに、レジ袋等不要なものは受け取らない・購入しないなど、廃棄物の排出抑制について啓発を実施します。
- 家庭や飲食店等における消費期限を超えた食品、食べ残し等の食品廃棄物（食品ロス）の発生防止に向けて、啓発を推進します。
- 一般廃棄物の資源化を推進するため、市民や事業者等に対してごみの分別区分についての周知を徹底し、適正な分別収集を推進します。
- 燃やすごみの量を削減するため、枝葉・草の分別収集や生ごみのバイオガス化事業等を推進します。
- 市民団体による集団回収や小売店舗による店頭資源回収等、市民や事業者によるリサイクル活動を支援します。

施策② 省資源対策の推進

- 市は、地球温暖化対策実行計画に基づき、率先してグリーン購入に取り組みます。
- 建設廃棄物（アスファルト、コンクリート廃材、建設発生土等）や下水汚泥等の再生利用を推進します。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
市全体のごみ排出量	88,400t/年（平成 28 年度）	79,300t/年（平成 39 年度）
市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量	884g/人・日（平成 28 年度）	867g/人・日（平成 39 年度）
一般廃棄物におけるリサイクル率	24.7%（平成 28 年度）	27.4%（平成 39 年度）
市のグリーン購入達成率	76%（平成 28 年度）	100%（平成 39 年度）

Ⅱ 人と自然が共生するまち

関連する SDGs の目標



施策の方向 3 自然環境の保全と活用

本市の森林や農地、里山をはじめとした自然環境の保全等に関する施策を進めます。また、自然とのふれあいの機会を提供するための施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 森林等自然の保全

- 国定公園、県立自然公園、自然（緑地）環境保全地域や貴重な地形・地質について適正に保全します。
- 森林について、樹木の枝打ちや間伐等適切な整備を実施するとともに、地場産材の利用促進を図るなど、良好な森林の維持に取り組みます。
- 市民や事業者が地域の自然環境について認識を深め、環境保全行動が地域社会に根づくよう啓発します。

施策② 農地、田園・里山の保全と活用

- 二次林や里山・棚田等、多様な生物が生息する農村地域の環境を保全します。
- 堆肥を利用した土づくり、化学肥料や農薬使用の低減など、環境への負荷が少ない農業を推進します。
- 長岡市農村環境計画に基づき、中山間地をはじめとした豊かで美しい田園を守り育て、生き物との共生を図るとともに、安全・安心な農作物づくりに努め、持続可能な農業を展開します。

施策③ 自然とのふれあいの推進

- 野外レクリエーション施設や自然観察林等、自然とふれあえる環境の整備・管理を推進します。
- 農業体験や自然体験、伝統工芸体験等、地域の豊かな資源を活用し、グリーン・ツーリズムを推進します。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
除間伐補助実施面積	27.67ha（平成 28 年度）	増加させる（平成 39 年度）
野外レクリエーション施設数	21 か所（平成 29 年度）	21 か所（平成 39 年度）
GAP（農業生産工程管理）の認定者※数	12 人（平成 29 年度）	20 人（平成 39 年度）

※ GAP（農業生産工程管理）の認定者：一般財団法人日本 GAP 協会等により、食の安全や環境保全、労働安全等に取り組む農場であることを認定された者のことです。



施策の方向 4 生物多様性の保全・管理

野生生物の保護・管理のための施策を進めます。また、生物多様性を保全するため、貴重な生物の保全や外来生物対策に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 野生鳥獣の適切な管理

- 関係機関と連携し、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル等、特定野生鳥獣の個体数管理に努めます。
- 獣害アドバイザー派遣業務を通じて、有害鳥獣による生活環境被害防止を図ります。
- 野生鳥獣の生息状況等の把握に努め、関係機関とともに有害鳥獣による人的被害や農林水産業被害の防止に向けた対策・検討を進めます。

施策② 貴重な生物の保全

- 市民や事業者に対し、貴重な生物の保護を呼びかけるなど、市内に生息する多種多様な生物の保全に努めます。
- 外来生物による影響等の情報把握に努めるとともに、情報提供を行うなど駆除を推進します。
- 自然公園等の豊かな自然環境を保全するとともに、人との関わりによって維持されている里地、里山等の保全を図ります。
- 佐渡におけるトキの飼育繁殖及び野生復帰事業を支援するため、トキの分散飼育を行うとともに、飼育しているトキを一般公開し、トキ保護をはじめ自然環境保全の重要性について周知します。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
トキ分散飼育センターでのトキの繁殖数	26 羽 （平成 28 年度までの累計）	50 羽 （平成 39 年度までの累計）
サル情報メールの登録者数	45 人（平成 29 年度）	増加させる（平成 39 年度）

Ⅲ 環境汚染のない安全なまち

関連する SDGs の目標



施策の方向 5 大気汚染・悪臭の防止

良好な大気環境を保全するため、大気汚染物質の発生源対策や、大気の監視体制に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 大気汚染物質の発生抑制の推進

- 市の廃棄物処理施設については、ダイオキシン類をはじめとする有害化学物質等の発生抑制対策を講じ、適正に管理します。
- アスベストについては、県と連携し、建築材料や建築物の解体現場等からの大気中への飛散防止を図ります。
- 大気汚染物質の排出を抑制するため、電気自動車やハイブリッド車、天然ガス自動車等、大気環境への負荷が少ない低公害車の普及を促進します。
- 不必要な排ガスの発生を抑制するため、急加減速を行わないなどのエコドライブの普及を促進します。
- 自家用車等の利用をできるだけ抑制するため、バス等の公共交通機関の利便性の向上を図るとともに、歩道や自転車道を整備し、自動車に頼らずに安全快適に移動できる環境の整備を実施します。
- 県の大気観測データを有効活用し、光化学スモッグ注意報等の発令時には、迅速かつ的確に市民、事業者へ周知します。
- フロン類については、県と連携し、フロン類を用いた空調機器等の適切な維持管理や専門業者を通じた適切な処分について周知します。

施策② 悪臭の発生抑制の推進

- 工場や事業場等からの悪臭については、発生源に対する指導を行い、その発生の防止を図ります。
- 野焼きについては、現地指導や広報等を通じて適正な処理について周知します。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
大気汚染物質の環境基準の達成状況	光化学オキシダントのみ 非達成 (平成 28 年度)	すべての項目で達成 (平成 39 年度)
大気汚染・悪臭に関する 公害苦情処理件数	32 件 (平成 28 年度)	減少させる (平成 39 年度)



施策の方向 6 水質汚濁の防止

河川等の水質を保全するため、生活排水等の対策や河川の水質浄化対策、水質監視体制の充実に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 生活排水・事業場排水対策の推進

- 公共下水道の整備を推進するとともに、供用されている区域に居住している市民に対して速やかに下水道へ接続することを指導し、水洗化を推進します。
- 公共下水道事業の計画区域外の居住者に対しては、合併処理浄化槽の設置を指導するなど、公共用水域の水質汚濁防止を図ります。
- 工場・事業場からの排水については、適切な排水処理を指導するなど、公共用水域の水質汚濁防止を図ります。

施策② 河川の水質浄化対策の推進

- 河川の水質悪化防止のための用悪水路の整備、河川水量確保のための森林保全・整備や透水性舗装の実施等に取り組みます。

施策③ 水質監視体制の充実

- 河川や海域における水質汚濁の状況を把握し、有害物質等による水質汚染の未然防止を図るため、水質監視体制を充実します。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
汚水処理人口普及率	97.2%（平成 28 年度）	100%（平成 39 年度）
河川における環境基準等達成率（BOD）	93.3%（平成 28 年度）	100%（平成 39 年度）



施策の方向 7 土壌環境の保全

土壌環境を保全するため、土壌汚染、地下水質の把握及び地下水保全に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 土壌・地下水汚染状況の把握

- 土壌汚染の状況把握に努めるとともに、汚染が確認された土地に対しては必要に応じて汚染区域の指定を行い、土地の所有者に対し、汚染土壌の管理方法等について指導します。
- 有害物質による土壌や地下水の汚染を的確に把握するため、地下水質の監視体制の充実を図ります。

施策② 地下水保全対策の推進

- 消雪用地下水の過剰なくみあげによる地下水位の大幅な低下を防止するため、消雪用地下水の節水について周知するなど、地下水の適正利用を推進します。
- 地下水位等の監視体制の充実を図ります。
- 森林の保全・整備や透水性舗装の導入、河川水量の確保等を通じ、地下水のかん養に取り組めます。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
長岡高校地下水位観測井における地下水位（地表面下）	17m（平成 28 年度）	維持する（平成 39 年度）



施策の方向 8 静けさの保持

工場・事業場からの騒音・振動や日常生活等から生ずる近隣騒音、交通による騒音の抑制に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 工場等の騒音・振動対策

- 工場、事業場等の発生源に対して、特定施設の設置や建設作業時の届出を徹底し、騒音・振動の未然防止を図るとともに、立入指導等を実施します。
- 工業団地等の対象地域に新たな工場が立地される際には、立地する事業者と公害防止・環境保全協定を締結し、騒音・振動による公害の未然防止を図ります。

施策② 近隣騒音※対策

- 一般家庭から発生するステレオやエアコン室外機の音等の近隣騒音の防止について、周知を図ります。

施策③ 交通騒音対策

- 低騒音型舗装や防音壁の導入、沿道地域における土地利用の適正化等、自動車走行に伴う騒音の発生抑制・対策を実施します。
- 自家用車等の利用をできるだけ抑制するため、バス等の公共交通機関の利便性の向上を図るとともに、歩道や自転車道を整備し、自動車に頼らずに安全快適に移動できる環境の整備を行います。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
一般環境騒音の環境基準値超過地点数	2 地点（平成 28 年度）	0 地点（平成 39 年度）
高速自動車道騒音測定結果	100%（平成 28 年度）	100%（平成 39 年度）
騒音に関する公害苦情処理件数	18 件（平成 28 年度）	減少させる（平成 39 年度）

※ 近隣騒音：一般に、騒音のうち工場・事業場、建設作業、自動車・航空機・鉄道等からの騒音以外の飲食店等の深夜営業店のカラオケの音、物売り等の拡声器の音、家庭からの楽器や電化製品の音やペットの鳴き声等を指します。



施策の方向 9 化学物質による環境汚染の防止

有害化学物質による環境リスクを低減するため、分かりやすい情報提供に努めることにより、市民、事業者、行政の情報の共有化を進め、事業活動や日常生活等における有害化学物質の適正な使用・管理を促します。

ア 基本施策

施策① 化学物質に係る情報の提供

- 市民、事業者が化学物質に対して、より具体的な予防行動を起せるよう、国や県、NPO等の化学物質についての知見等について、分かりやすく情報提供を行います。
- 生物や環境への危険性が疑われている化学物質やこれを含む製品については、可能な限り安全なものに替えていくなど、化学物質による被害を防止するための対策を進めます。

施策② 環境中の化学物質のモニタリング調査

- ダイオキシン類をはじめとする環境中の化学物質について、国・県等と連携して調査します。
- 河川・地下水・土壌等における環境汚染が確認された場合は、被害の拡大防止を図り、迅速に情報提供します。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
魚類へい死等の環境汚染事案の発生件数	1 件（平成 28 年度）	0 件（平成 39 年度）
ダイオキシン類の環境基準達成率（河川水）	100%（平成 28 年度）	100%（平成 39 年度）



施策の方向 10 廃棄物の適正処理

廃棄物を適正に処理するため、一般廃棄物や産業廃棄物の適正な処理に関する施策を進めます。また、ごみの不法投棄の防止や環境美化のための施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 一般廃棄物対策

- 長岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を推進します。
- 市の一般廃棄物処理施設を適正に維持管理するとともに、新たな処理施設の整備を進めます。

施策② 産業廃棄物対策

- 市内及び隣接市にまたがる産業廃棄物処理施設について、地元住民や県と連携し、施設が適正に維持管理されているかどうか監視します。
- 市有施設の PCB 廃棄物については、PCB 特別措置法に基づき、期限内に適正に処分します。
- 建築物の解体等に伴い生ずるアスベスト廃棄物については、県と連携して適正処理を促進します。

施策③ ごみの不法投棄の防止と環境美化対策

- 市民や事業者によるクリーン作戦等の活動の実施に際して、支援を行います。
- 環境美化推進員の活動を通じて、地域の美化を進めるとともに、不法投棄に対する監視体制を強化します。
- 「長岡市空き地管理の適正化に関する要綱」に基づき、雑草等が繁茂したまま放置されている土地の管理者に対し、適正に管理するよう指導を行います。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
一般廃棄物の不法投棄に関する公害苦情処理件数	66 件（平成 28 年度）	30 件（平成 39 年度）
PCB 廃棄物保管量	1,203 個（平成 28 年度）	0 個（平成 39 年度）

IV 心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち

関連する SDGs の目標



施策の方向 11 快適で魅力的なまちの創造

快適で魅力的なまちをつくるため、市街地の緑化や水辺空間の整備に関する施策を進めます。また、良好な景観を保全するための施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 都市緑化の推進

- 市民や行政、事業者等が協働・連携しながら、総合的かつ計画的に緑の保全と緑化を推進します。
- 幹線道路での街路樹の植栽や鉄道廃線敷等を活用した緑地・公園の整備を進めるほか、地域の顔となるエリアを「緑の拠点」と位置づけ、地域が誇れる緑の空間づくりに取り組みます。
- 長岡市緑花センター「花テラス」を拠点とした様々な花づくり活動や教室の開催等を展開し、市民の緑化に対する意識啓発・担い手の育成等を図るほか、花いっぱい運動の開催や民間施設・民有地における緑化への支援等を行い、市民の緑化活動を促進します。

施策② 水辺空間の整備

- 多様な動植物の生息環境を保全するため、自然環境に配慮した河川整備を推進します。
- 河川沿いの散策路や自然体験の場等、市民に親しまれる親水空間づくりを進めます。

施策③ 景観まちづくりの推進

- 長岡市景観アクションプランで定める景観形成方針や景観アドバイザーを活用し、長岡らしい美しい景観まちづくりを進め、生活環境の向上やまちの魅力・価値の創出を図ります。
- 市民、事業者の主体的な活動を支援するほか、学習機会の提供等の啓発事業の実施により、市民、事業者、行政の協働による景観まちづくりを進めます。
- 自然、歴史、文化等の地域固有の景観資源を活かした街なみ環境整備を進めます。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
都市計画区域内人口 1人当たりの都市公園面積	24.3 m ² /人（平成 28 年度）	22 m ² /人以上を維持する （平成 39 年度）
都市公園面積	585.21ha（平成 28 年度）	維持する（平成 39 年度）



施策の方向 12 環境に配慮した土地利用と開発の推進

土地利用について、環境に配慮した土地利用に関する施策を進めます。また、開発の際には自然環境と調和に努めるための施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 適正な土地利用

- 自然公園や自然（緑地）環境保全地域等の美しく豊かな自然環境について、市民の保健や休養、自然とのふれあいの場として活用するとともに、適正な保全を行い、次の世代に引き継ぐ貴重な資源として持続的な土地利用を図ります。
- 森林や農地が広がる地域では、地球温暖化の防止や防災機能の維持、食料確保等の多面的機能が発揮されるよう適正に保全しつつ、地域特性に配慮した計画的な土地利用を図ります。
- 人口減少や高齢化が進展しても、自家用車に過度に依存せず生活できるコンパクトなまちづくりに取り組みます。
- 用途地域の適正配置による住工混在等の解消、大気汚染・騒音抑制のための街路樹や緑地の適正な配置を行うなど、環境に配慮した土地利用を図ります。

施策② 自然環境と調和する開発

- 環境と調和した開発事業へと誘導するため、開発事業に対する環境配慮指針を事業者に対して周知・啓発するとともに、国土利用計画（長岡市計画）の調整指導方針等に基づき、都市地域や農業地域等との間の総合調整を図ります。
- 大規模な開発事業の実施に当たっては、環境アセスメントや大規模開発行為の事前協議等既存制度の適正運用に努めるとともに、開発事業者に対し、環境への配慮を促します。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
農地面積 （国土利用計画）	185.90km ² （平成 26 年度）	183.36km ² （平成 37 年度）
森林面積 （国土利用計画）	437.60km ² （平成 26 年度）	437.75km ² （平成 37 年度）

V 協働で環境を未来につなぐ人づくり

関連する
SDGsの目標



施策の方向 13 人づくりの推進

環境保全意識の醸成に関する施策を進めます。また、各種環境に関連する情報の収集・提供するための施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 啓発事業の推進

- 環境配慮指針の周知を通して、市民や事業者の環境保全意識を醸成し、日常生活等における積極的な行動へと繋げるため、効果的な取組を進めます。
- 自然環境の保全活動や自然体験イベント等を通じて、市民が自然に触れる機会を創出します。

施策② 環境教育の推進

- 出前講座等の開催を通じて、特に次世代を担う子ども達への環境学習の場や学びの機会を積極的に創出します。
- 環境問題をテーマとした講座等を開催し、より多くの市民や事業者の環境保全に対する意識の醸成を促します。

施策③ 環境情報の収集と提供

- 国や県、NPO等の発信する環境情報について積極的に情報収集し、市民にわかりやすく提供します。
- 市の広報誌やホームページ、SNS等を活用し、環境に関連する情報を提供します。
- 国、県等が行う調査研究に対して協力します。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
環境に関する出前講座の実施回数	25回（平成28年度）	29回（平成39年度）
自然観察会等の実施回数	129回（平成28年度）	維持する（平成39年度）
地球温暖化に関する講座（学校向け）の実施回数	4回（平成28年度）	増加させる（平成39年度）



施策の方向 14 市民、事業者、NPO等の参画と協働

市民、事業者、NPO等との協働による環境保全の取組を推進するため、市民、事業者、NPO等の取組の支援や環境教育・環境学習の推進等に関する施策を進めます。

ア 基本施策

施策① 市民、事業者、NPO等の取組の推進

- 環境配慮指針の周知を通して、環境保全意識の醸成を図ります。
- 市民や地域、NPO等による環境保全活動を支援し、連携・協働による環境保全の取組を促進します。
- 地域の環境問題を地域が主体的に解決できるよう、様々な角度からの支援を検討します。
- 地域で行っているクリーン作戦等の美化活動や河川・湧水の保全活動等の取組について情報発信するなど、環境保全に対する市民の意識の醸成を図ります。
- 事業活動における環境保全対策の取組を支援します。
- 環境への負荷の低減に資する製品やサービスの提供等、事業者によるエコビジネスを支援します。
- 官民一体となって実施するイベント等を通じて、環境保全に取り組む事業者のネットワークづくりを図ります。
- 新潟県環境保全連合会等と連携して事業者向けセミナー等を開催し、環境保全に関する意識の醸成を図ります。

イ 評価指標

項目名	現状値（基準年度）	目標値（目標年度）
官民協働で行う環境イベントの開催回数	2回（平成28年度）	3回（平成39年度）

第 5 章

環境配慮指針

1 環境配慮指針の目的

良好な環境の将来世代への継承に向け、望ましい環境像を実現するためには、市民、事業者及び市が私たちの活動と環境との関わりについて理解を深め、それぞれの立場からライフスタイルや事業活動等を見直し、適切な環境配慮を行うことが大切です。

本計画の推進に向けて、私たちの日常生活、社会経済活動における環境に配慮すべき事項について、「環境配慮指針」として示します。

2 環境配慮指針

(1) 「低炭素・資源循環型のまち」を実現するために

【市民】

区分	配慮事項
地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none">● 「COOL CHOICE※」（クールチョイス）を心がけましょう。・ 電気製品等の買い替えの際には、省エネルギー型のものを選択しましょう。・ 照明やテレビはこまめに消すほか、テレビやパソコン等の電気製品は使用しないときにはコンセントを抜くなど、身近な節電を心がけましょう。・ 冷暖房は適温（冷房 28℃、暖房 20℃）を保つように心がけましょう。・ みんなでひとつの部屋、場所に集まり、冷暖房にかかるエネルギーを節約する取組である「クールシェア」「ウォームシェア」を実践しましょう。・ 家屋の断熱性を向上させるなど、エネルギーの効率的な利用を心がけましょう。・ マイカーの利用を控え、バス等の公共交通機関や自転車を利用しましょう。・ 自動車やバイクの運転に際しては、急発進・急加速・急ブレーキを控えるなど、エコドライブを心がけましょう。・ 自動車の購入に当たっては、電気自動車やハイブリッド車、天然ガス自動車等低公害車の購入を検討しましょう。・ 太陽光等の再生可能エネルギー利用設備の導入や、雨水貯留槽による雨の再利用を心がけましょう。

※ COOL CHOICE：日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動のことを指します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物等は地場産のものを選択しましょう。 ・ 環境イベントやインターネット等を通じて、環境保全についての様々な情報を入手し、そこで学んだことを率先して取り組みましょう。
ごみの減量と資源循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 商品を購入する際は、本当に必要なものかどうか、無駄にならないかを十分検討しましょう。 ● 商品を購入する際は、できるだけ耐久性に優れた商品を選択しましょう。 ● 購入した製品が故障・破損した場合も修理・修繕し、できるだけ長く使用するように心がけましょう。 ● 使い捨て商品は利用せず、再使用が可能なもの（リユースびん等）や再生品（再生紙を利用した文房具等）を選択し、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に配慮した商品の利用を心がけましょう。 ● 生分解性製品[※]等、環境にやさしい商品を購入しましょう。 ● 商品を購入する際は、簡易な包装の品物を選ぶことを心がけるとともに、マイバッグを使用するなど、レジ袋等の削減を心がけましょう。 ● 食品ロスを削減するため、「消費期限」「賞味期限」を正しく理解するとともに、料理は食べられる分だけ作ることを心がけましょう。 ● ごみは適切に分別しましょう。 ● 生ごみは、堆肥化容器等で減量し堆肥化するほか、生ごみ用指定袋に入れて、生ごみの収集日にごみステーションへ出しましょう。 ● 空きびんや空き缶、古紙類、古着・古布等の資源物は分別し、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に心がけましょう。 ● 集団回収等のリサイクル活動に積極的に参加しましょう。 ● フリーマーケットや不用品交換会等の場を有効に活用しましょう。

※ 生分解性製品：微生物と酵素の働きによって、最終的に水と二酸化炭素にまで分解される製品のこと。

【事業者】

区分	配慮事項
地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「COOL CHOICE」（クールチョイス）を心がけましょう。 ・ 施設や設備の新設・更新に当たっては、省エネ型を選択するとともに、太陽光発電等再生可能エネルギーの導入を心がけましょう。 ・ こまめな消灯等、節電を心がけましょう。 ・ 冷暖房は適温（冷房 28℃、暖房 20℃）を保つように心がけましょう。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民がクールシェアやウォームシェアできる場所を提供しましょう。 ・ 自動車やバイクの運転に際しては、急発進・急加速・急ブレーキを控えるなど、エコドライブを心がけましょう。 ・ 自動車の購入に当たっては、電気自動車やハイブリッド車、天然ガス自動車等低公害車の導入を検討しましょう。 ・ 製品開発に当たっては、省エネルギー型やリユース（再使用）あるいはリサイクル（再生利用）可能なものとなるように心がけましょう。 ・ 生産工程で生じた廃熱を有効利用するとともに、省エネルギー機器の導入等により、省資源・省エネルギーに努めましょう。 ・ 業務用の冷凍庫・冷蔵庫、エアコン等の空調機器は、フロン類の漏えいがないか定期的に点検し、廃棄する際には適正に処分しましょう。 ・ 従業員が環境に配慮した行動をとれるように、環境問題や環境保全対策等に関する環境教育を社内で行いましょう。
<p>ごみの減量と資源循環の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 使い捨て商品は利用せず、再利用が可能なものや再生品（再生紙を利用した文具等）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）に配慮した商品や、グリーン購入法に適合したものを購入しましょう。 ● 過剰包装を自粛し簡易包装に努めるとともに、包装材や容器等のリユース（再使用）とリサイクル（再生利用）に努めましょう。 ● 小売業においては、消費者のマイバッグ持参を推奨し、レジ袋を削減するよう心がけましょう。また、食品トレーや牛乳パック等の回収ボックスを設置し、消費者のリサイクル活動に協力しましょう。 ● 資料や宣伝用チラシ等は、再生紙を利用するとともに、両面印刷を行い、できる限り紙の使用量を少なくしましょう。 ● 消費者に対して、エコマーク商品等環境にやさしい商品を提供しましょう。 ● 飲食業においては、食べ残しを減らすため、ハーフサイズや小盛りメニューの用意等を心がけましょう。 ● 家畜ふん尿は適正に管理するとともに、堆肥化等によるリサイクル（再生利用）を行いましょう。

(2)「人と自然が共生するまち」を実現するために

【市民】

区分	配慮事項
自然環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 市等が開催する自然観察会やグリーン・ツーリズム等に積極的に参加し、自然環境への理解を深めるように心がけましょう。 ● 国定公園や県立自然公園等の優れた自然に触れ、これを楽しみましょう。 ● 農地の管理・保全に努めるとともに、耕作放棄地を増やさないように様々な活用方法を検討しましょう。 ● 市民農園や体験型農場等における農薬の使用に配慮し、環境にやさしい農法を積極的に導入しましょう。 ● 山林の所有者は、下草刈りや間伐を行いましょ。 ● 地場産材を利用し、森林の育成に協力しましょう。 ● 市民参加による植樹活動等を通じて、森林に親しみましょう。
生物多様性の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性の重要性を理解し、地域の自然環境について見識を深めましょう。 ● 貴重な生物の乱獲を防止し、保護に取り組みましょう。 ● 外来生物の存在を意識し、地域における生息・生育を抑制する活動を行いましょ。 ● 有害鳥獣による農作物被害を防止するため、電気柵の設置等、地域ぐるみの対策を検討しましょう。

【事業者】

区分	配慮事項
自然環境の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境にやさしい農法を積極的に導入するとともに、こうした農法で収穫された安心・安全な農産物や地場産の高品質・高付加価値な農産物を市内で優先的に販売し、消費者と協力して地産地消を推進しましょう。 ● 耕作放棄地や休耕田の土地管理者は、土地の荒廃を防止するため、除草等適正に管理しましょう。
生物多様性の保全・管理	<ul style="list-style-type: none"> ● 動植物の生息環境の改変を最小限に留めるような工法等を選定しましょう。 ● 熱帯材は使用しないように努めましょう。

(3)「環境汚染のない安全なまち」を実現するために

【市 民】

区分	配慮事項
<p>大気汚染・悪臭の防止、 水質汚濁の防止、 土壌環境の保全、 静けさの保持、 化学物質による 環境汚染の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● マイカーの利用を控え、バス等の公共交通機関や自転車を利用しましょう。 ● 自動車やバイクの運転に際しては、急発進・急加速・急ブレーキを控えるなど、エコドライブを心がけましょう。 ● 自動車の購入に当たっては、電気自動車やハイブリッド車、天然ガス自動車等低公害車の導入を検討しましょう。 ● 食器の油污れ等は、水と一緒に流さないで拭き取るなど、適切な処理を行い、生活排水による環境負荷の低減を心がけましょう。 ● 洗剤を使用する際は、適量を計り、無駄のないように使用し、排水時の環境負荷の低減に心がけましょう。 ● 食器洗いやシャワー使用時には水やお湯を出しっぱなしにしないほか、洗濯時には風呂水の再利用を行うなど、節水を心がけましょう。 ● 灯油等をホームタンクから給油する際には、こぼさないように細心の注意を払い、万一こぼれてしまった場合は拭き取り、側溝や河川に流れ込まないようにしましょう。 ● 消雪用地下水は、無駄にくみ上げることのないよう節水しましょう。 ● 楽器や音響機器の使用に際しては、時間や音量を考えて、近隣騒音とならないように心がけましょう。 ● 農薬は、使用する植物や使用量、使用時期等についてラベルの表示に従い、風向き等に留意し、最小限の範囲に使用しましょう。
<p>廃棄物の適正 処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみは適切に分別し、決められた収集日にごみステーションに出しましょう。 ● ごみのポイ捨ては行わないようにしましょう。 ● 野焼きを行わないようにしましょう。 ● 河川、道路側溝、公園のクリーン作戦等、地域の清掃・環境美化活動に積極的に参加しましょう。

【事業者】

区分	配慮事項
<p>大気汚染・悪臭の防止、 水質汚濁の防止、 土壌環境の保全、 静けさの保持、 化学物質による 環境汚染の防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車やバイクの運転に際しては、急発進・急加速・急ブレーキを控えるなど、エコドライブを心がけましょう。 ● 自動車の購入に当たっては、電気自動車やハイブリッド車、天然ガス自動車等低公害車の導入を検討しましょう。 ● 飲食業においては、調理屑等の残さの処理や、グリース阻集器の維持管理等により、適切な排水処理を行いましょ。 ● 建設工事による濁水の流出を仮沈砂池の設置等により極力減らし、下流の公共用水域の利水・治水や流域の生態系に悪影響が及ばないようにしましょう。 ● 地下水の利用については、節水型設備を導入するなど節水に努めましょう。 ● 駐車場等の除雪はできるだけ機械除雪とし、地下水による消雪は必要最小限にとどめましょう。 ● 建設発生土の適正な処理を行うとともに土壌汚染を防止し、地下水質の保全に努めましょう。 ● 農地や里山は適正な管理を行うことにより、水源かん養・水質浄化機能等の環境保全機能や景観の維持に努めましょう。 ● 建設工事に伴う粉じんや騒音・振動により周辺環境へ悪影響を及ぼさないように、低振動型工法や環境配慮型の工事用機械を導入しましょう。 ● 夜間照明の照度や向き、時間に配慮するとともに、商業宣伝の音量を下げるなど、近隣公害の発生を防止しましょう。 ● 夜間、早朝における物資の搬出入に伴う車両の騒音、振動の軽減に配慮しましょう。 ● 事業活動でどのような化学物質を使用しているか把握し、適正な使用・管理に心がけましょう。また、危険性が指摘されている、あるいは危険性が疑われている物質や製品については、安全なものに変えましょう。 ● 環境保全にどのような取組をしているかなどについて、積極的な情報の開示に努めましょう。
<p>廃棄物の適正 処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物については、リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）するよう、分別処理体制の確保に努めましょう。 ● 廃棄物については減量化に取り組むとともに、マニフェスト制度[※]等により適正に処理・処分を行いましょ。 ● 廃棄物処理時には、周辺の環境汚染防止に十分配慮し、廃棄物の種類に合わせて、施設整備を含めた適切な処理を行いましょ。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 廃棄物を処理施設に搬入する際には、大気汚染、悪臭、騒音・振動等が生じないように十分な措置を講じましょう。 ● 稲わらやもみ殻は焼却せず、すき込みや堆肥づくりに利用するなど、適正に処理しましょう。 ● 農業に用いた塩ビ管やビニールシート、ビニールマルチ等は、生分解性のものを用いるか、適正な処分を行いましょ。 ● 建設工事に伴い生ずる土砂・汚泥・廃材等については、建設リサイクル法等の法令に従い、リサイクル（再生利用）するとともに、適正に処理・処分しましょう。 ● 建設資材は、できる限りリユース（再使用）品・リサイクル（再生利用）品を使用しましょう。
--	---

※マニフェスト制度：産業廃棄物の委託処理における排出事業者の責任を明確化し、不法投棄の未然防止を目的とした制度。排出事業者が処理を委託する際に、産業廃棄物の種類・数量・運搬事業者・処分事業者等を記入したマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付します。

（４）「心の豊かさが感じられる快適で魅力的なまち」を実現するために

【市 民】

区分	配慮事項
快適で魅力的なまちの創造	<ul style="list-style-type: none"> ● 街路樹や公園等の地域の身近な木々の緑を大切にし、その保護や植樹活動等を心がけましょう。 ● 庭等に木や花を植えるように心がけましょう。 ● 身近な水辺空間を大切にしましょう。 ● 自然公園や野外レクリエーション施設の利用等、自然とのふれあいの機会を設けましょう。 ● 地域の清掃活動、環境美化活動、緑化活動に積極的に参加しましょう。

【事業者】

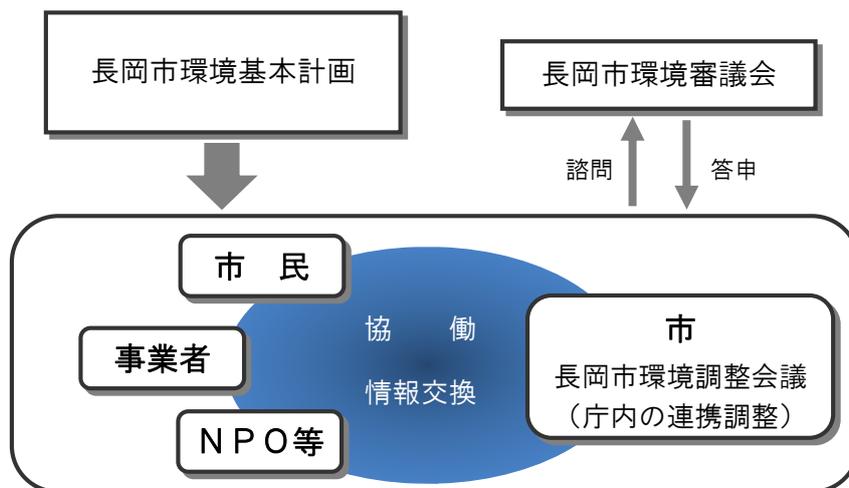
区分	配慮事項
環境に配慮した土地利用と開発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場・事業所等の敷地は、積極的に緑化しましょう。 ● 看板等の設置については、周辺の景観と調和するように配慮しましょう。

第 6 章

計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、市民、事業者、NPO等、市の協働による取組が重要となります。このため、下図に示す推進体制によって、計画の効果的な推進を図ります。



ア 長岡市環境調整会議による推進

本計画の推進に関する事項については、市の内部組織である「長岡市環境調整会議」が全庁的な総合調整を図りながら計画の進行管理を行い、市内部の取組を強化することとします。また、環境審議会での審議を経て、「環境に関する年次報告書」を作成することで、市民、事業者に計画の進捗について公表します。

イ 長岡市環境審議会による検証

本計画の進行管理や環境施策等について、公正かつ専門的な立場から検証するために、市民、事業者、学識経験者等で構成される「長岡市環境審議会」を開催し、広く意見を求め施策の取組状況を検証することで施策に反映させることとします。

ウ 意見の聴取・反映

「環境に関する年次報告書」により、本計画の施策の取組状況を公表し、市民、事業者等からの意見を聴取します。

寄せられた意見は、「長岡市環境調整会議」及び「長岡市環境審議会」を通じて、施策に反映させることとします。

2 計画の進行管理

本計画の進行は、環境管理システムの基本的なサイクル(PDCAサイクル)に従って管理します。

なお、PDCAサイクルとは、「計画(方針・目標の設定)⇒実践⇒点検⇒見直し」という繰り返しの中で継続的な改善を行っていく環境管理の考え方です。

